

東書

暹羅

工部四等出仕從五位大鳥圭介大藏七等出仕川路寬堂租稅寮
 等河野通猷等謹テ太政大臣從一位三條實美閣下ニ白
 暹羅支那ノ西南ニ接スル一王國ニシテ慶長寛永ノ間使
 來ラシメ國書ヲ呈シ方物ヲ獻シ我政府ヨリモ回答
 物産ヲ贈リ以テ隣好ヲ修メ兩國ノ商舶屢往來セシガ
 暹羅外航ノ禁令アリテ已來復消息ヲ通セズ而メ彼國近歲博
 ク外交ヲ結ビ内外ノ貿易頗ル盛ナリ我政府夙ニ之ヲ聞キ其
 國情ヲ詳ニセムト欲シ而メ未ダ探訪ノ便ヲ得ス斯ニ埃太利
 亞國「セツプー」子ハ日本支那暹羅三國兼攝ノ公使ニシテ客冬
 皇國ニ來住シ隨テ本年第一月將ニ暹羅ニ赴カムトテ政府ニ
 申ス是レ彼國勢ヲ觀ルノ好機會ナルヲ以テ劣生等公使ト同
 行ノ欽命ヲ蒙リ乃チ共ニ發航ス而メ彼地滯留ノ際公使ノ紹

介ニ依テ國王ニ謁見シ更ニ政事邦俗ノ風ヲ視貿易出入ノ勢
ヲ察シ今茲ニ其槩略ヲ採拾シ以テ報告書ヲ編シ謹テ閣下ニ
呈ス

此書分テ三卷ト爲シ其卷ノ一ハ此行水陸ノ巡歴及ヒ各地目
撃ノ景况ヲ述タルモノニ之ヲ名ケテ暹羅紀行ト爲ス又其
卷ノ二ト其卷ノ三トハ地理王系政體宗門風俗盤谷風土等親
シク之ヲ觀察シ又彼國人ニ問ヒ更ニ之ヲ諸書ニ參照シ以テ
所記ノモノニ之ヲ名ケテ暹羅紀略トイフ而シテ夫ノ貿易稅
則港內規律等ノ輯録ニ至テハ租稅權大屬北島兼弘ノ功モ亦
尠カラズ蓋紀行紀略合シテ共ニ一篇ノ指南書ヲ爲ス 劣生等
彼國ニ留ル實ニ一月ニ滿タズ又曾テ彼國語ニ通セス故ニ其
搜索スル所頗ル簡略ニシテ未ダ能ク微細ヲ悉サズ雖然白象

國ノ政度如何學生子ノ鄉風如何其一班ヲ觀ルニ必シモ小助
ナキニアラズ閣下幸ニ展覽ヲ辱フシ以テ煥國公使交誼ノ厚
キヲ領シ次ニ 劣生等ノ所告聊委任條款ノ萬一ニ酬ルト爲サ
ハ實ニ望外ノ大幸謝スル所ヲ知ラス以テ聞ス恐懼再拜

明治八年第六月



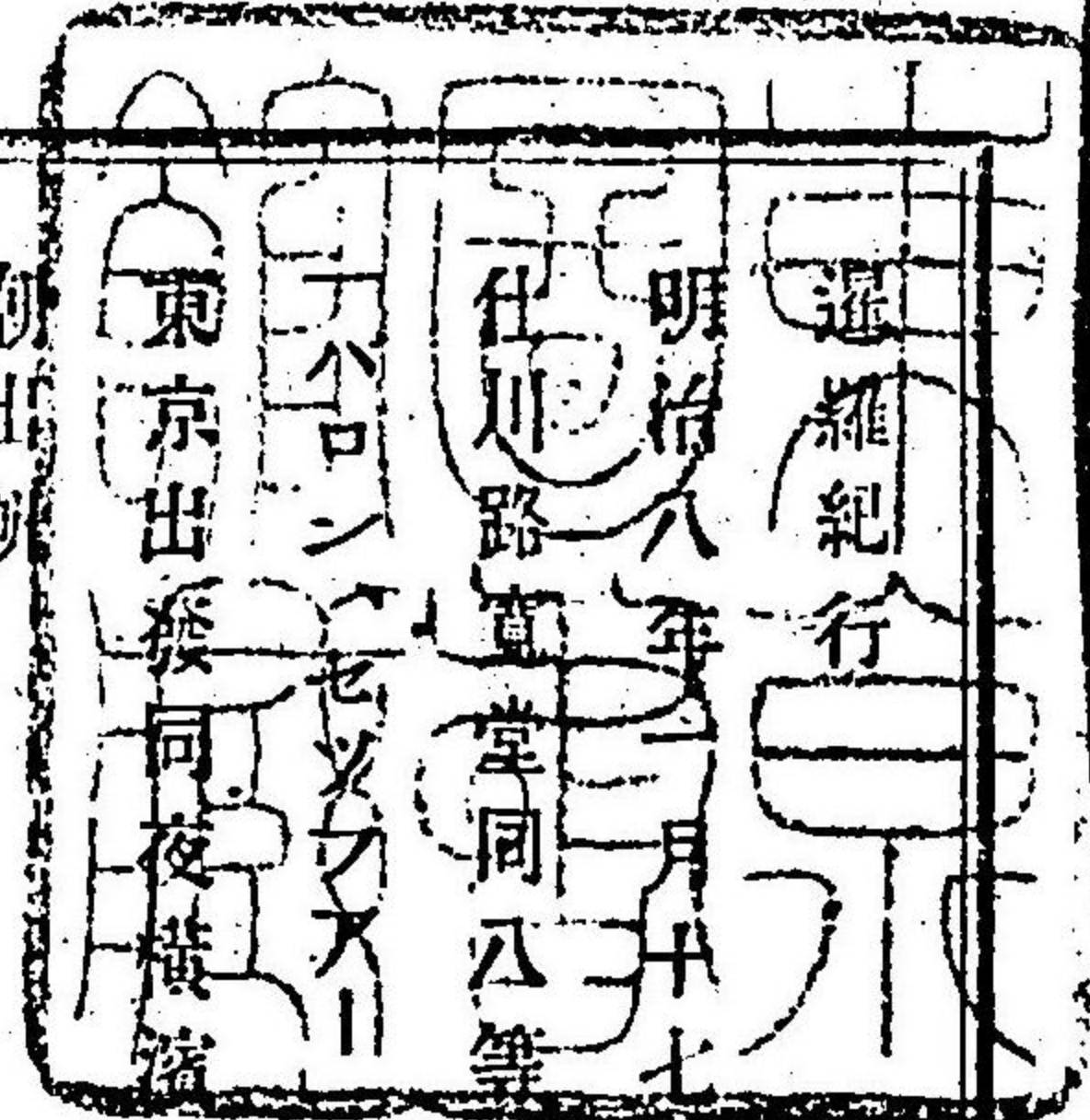
目錄

暹羅紀略下	暹羅紀略上	暹羅紀行
通商	地理	物產
輸入表	氣候	王統
	宗門	歲出歲入
輸出表	言語	政體
儲外國人	曆	人口
港內規律	貨幣	風俗
	租稅	法律
		學校

明治九年圖書寮交付

Handwritten marks or signatures at the bottom right of the page.

陸上規律 永先規律
 盤谷風土 山田長政の説
 學生子の小傳



暹羅紀行
 明治八年三月十七日工部省四等出仕大鳥圭介大藏省七等出仕河野通猷同權大属北島兼弘
 東京出發同夜横濱より
 朝出帆

同二十五日朝香港着「從横濱至干香港海上凡九百里 日本里法以下之母
 准 大約六晝夜母を達す

埃國軍艦「フレデリシユ」號當港停泊公使の來着を待居りし
 を以て我等を公使と共に右軍艦に乗組暹羅國母赴んと約
 せり

二十六日二十七日二十八日二十九日香港滯留寒暖計平均六

十二三度

三十日朝公使と共に暹羅國軍艦母乘入り呂宋島「マ子ラ」港母向ひ開帆

暹羅國ハ香港より凡西南母當り呂宋島ハ香港より東南母在るを以て如是針路を取るハ迂路母属せりと雖も香港着の頃暹羅國第一王第二王の間母不和を生し内亂あるの新聞を得て其始末未だ分明ならず因て「マ子ラ」港母至らば確説を探るべく且其頃ハ東北定風の吹く節なれば帆力を以て航海をる母を便ふるもへ此水程を取りしなり軍艦船將始め諸士官何れも懇篤母我曹を待遇し皆其厚意を感謝せり

軍艦上下總人員二百五十三人大砲十二門壹箇月の航海入

費凡五千圓とゆふ

二月二日午前呂宋の一島を左方母見る寒暖計八十二度出帆以來東北の順風を得て海上風濤甚平なり

三日朝呂宋島「マ子ラ」港母入り投錨
從香港至于「マ子ラ」港凡三百里大約四晝夜母を達す
寒暖計八十五度

呂宋島ハ「フヒリピン」羣島中の一大島母して臺灣の正南母在り臺灣府より「マ子ラ」府迄凡二百五十里此島ハ「イスパニヤ」國の所領にして「マ子ラ」ハ即其首府なり全島ハ北緯十二度半と十八度半乃間母位し東經百十九度百二十四度之間に在り其最長を部凡二百七十里其最廣を部凡六十九里全面の大を五萬七千五百〇五里英里あり
西北部母ハ高山深林多く火山處々母突凡々し地震の害

母遇ふふと屢なり

全島を分て十九省とす總人口凡二百十七萬八千人

「マ子ラ」港ハ呂宋島の西岸母ありて港口ハ凡西南に向て

開る瀾凡六里中央母燈明臺二個あり甲ハ旋轉燈乙ハ不動

燈なり港内南北の亘り凡十五里東西の幅凡十二里港口に

入りて東北母航せるとは「マ子ラ」府の前母達す 我輩の着

内停泊の大船凡十七八艘あり「パンツク」川の本流並母

「マ子ラ」府ハ呂宋島の都のみあり「フヒリツプ」羣島北總首

府母して東洋大港中の一なり其位置ハ「パンツク」川の兩岸

母ありて北緯十四度三十六分東經百二十一度なり

府の本郭ハ南方を領し「パンツク」川と海灣の間母ありて半

圓狀を爲し石造の胸壁及深壕を以て之を圍み大砲を備へ頗

る堅固の形を表せり本郭内の家屋ハ皆二階家母を石に造

り總督 即今の總督ハ甲必丹「ゼ子ラール、マルカムボ」と 其他の官員

僧徒兵員比住處母しる他國人の住する事を許さず北方母「ビ

ノンド」と唱ふる属郭あり是れ外國商人 支那人 乃住處母して

通商最繁昌の地なり然れども市街ハ鋪石なれを以て雨天比

節ハ泥濘多くして行歩母便ならず

通例ハ人家ハ二階家母多し木材母を作り障扉ハ板母を碁

盤の目形に組立て雲母の薄板を張り光を容る母供するもの

あり人口凡八萬人内西洋人五千支那人三萬五千土人四萬土

人ハ所謂「マライイ」人種母を皮膚淺黒筋骨瘦削す西洋人之を

呼んで「インヂアン」といふ 地誌母記する所ハ總人口凡十五萬人とす

萬人より多し母似たり然れ共今土人母 而して我曹が目撃せし勢母ても遙かに八

質せし員を記して他日の考究を期す

輸出品、砂糖、煙草、靛、麻、燕窠、加非、蘇木、毛皮、鼈甲、木綿等なり
前年の米をも多く輸出せしり近年ハ暹羅邊より米を賣出を
よと多きり也へ其價下落せり故母今ハ輸出をふこと甚少な
しと云

英國並母合衆國より輸出するものハ羅紗金巾類及鏡具鋼具
類佛國より來るものハ香水類新奇製作物支那より輸入をる
ものハ茶陶器其他種々の雜品なり

千八百四十六年英國より輸入せし品物の價六十八萬一千百
三十四封度

產物中海内母有名母しる政府の專賣せるものハ所謂「マ子ラ」
卷煙草なり之を製する者母使役する男女の員數甚夥し其
製造局中「メシク」製造所と名つくものを一見せし母之を

管轄せる人ハ政府の官員母を役使する所の婦女凡六千人其
賃銀ハ職の巧拙母依て同しりらず毎月十五弗より六弗位迄
なり此局の製し高一箇月母付凡二千四百萬本政府より所拂
の賃錢高三萬弗乃至四萬弗而して千八百七十年輸出の高百
五十萬弗なりと云ふ此局ハ唯婦女子の手製なり他の一二局
ハ蒸氣器具を以て造る由なり但し滯留比日數少きを以て之
を観る能はず右局母を製しざる者ハ悉く之を「テポ」ト唱
ふる賣捌局に送り入札を以て競賣を爲す我曹此局母於る試
みに吸料の卷煙草を買し母一箱五百本入上等の者母を六弗二十
五錢あり但し横濱東京母てハ壹箱の價十弗より十二弗母至
るて品格ハ之より下等なり其價の差是く大なるハ港税の
高きより發ると云へとも商人の所利も少りらずと云ふ

煙草ハ素より此諸島の産物母して政府より土人に令しる作
らしめ一人前一年四萬本を植へしめ成熟せし後政府より相
當の價を以て買上るを法とせ
煙草母次く物ハ「アバカ」と唱ふる麻を以て製しゑる船具綱
母し其製造局甚多し但し蒸氣器械を以て作製するものハ
最上品あり又「パインアップル」樹の葉を割き製したる美布
あり之を「バイナ」と唱へ婦人の服を製するに用ゆ
「マ子ラ」府ハ千五百七十二年「レガスピ」といふ人の開く所母
し千七百六十二年英國軍艦襲之を取り其後「イスパニヤ」
政府若干の金を拂ふて之を買戻し千八百十四年の比他國人
の住居をる事を許せり此地ハ大地震多きゆゆへ古より人家
市街を毀損せしむと多し

石炭坑ハ「アルハイ」といふ地母出る由なれども未だ十分開
きざ大抵「オ、ストラリヤ」炭を用ひ其價通例十七八弗なり
都府の近傍ハ平原母る米田渺茫處々村落あり寺院の高塔椰
子檳榔北南間母隠見し其實に熱地乃風光目下母歴々歩り我
曹ハ滯留せしハ二月の初旬なれども寒暖計ハ平均八十五度
と至九十度位母て日中の熱氣頗る甚し然れども曇天多く時
時驟雨來り涼氣を送るゆへ大母苦惱を療せり
土人の男子ハ通例白金巾の襦袢を着し腰已下ハ裸體母て跣
足なり女子ハ金巾又ハ更紗類の服を穿ち上等の者ハ上沓の
如記のを着せ中等以下ハ皆跣跣なり
二月八日夕六時「マ子ラ」港出帆連日大抵風波平靜母し最
穩ふるときハ海水油を流る如し其他海上別母記すへき程

の異事ふし但一日、飛魚の波間母繚々千鳥の翔るゝ如き景を爲し又暹羅灣母入る比、多く海蛇の水上母浮ふを目撃せざるのみ

十八日夕暹羅灣著投錨

從「マ子ラ」港至干暹羅灣凡八
百五十里余十晝夜母を達す

暹羅灣の東埔寒地方と「マラーイ」半島の間に包まれざる一大灣母て東西の闊さ凡百三十里東南母向を明け「ミナム」河の口の灣の中央より少なし東母倚りる諸船投錨の場より北方母當れを煥國軍艦の停泊せし場、川口を距るゝふと英里に七里半なり但し投錨の場、東北定風比節と西南定風乃時母由て同しからざる。○此灣の廣闊に過ぎ良港母非ざれと、四時風濤靜なるも、危難母遇ふこと、舩し我輩の著せし比停泊の船凡七八隻を見たり

暹羅海岸の卑低平坦あるゆへ川口を見出すも容易ならざり南方より望むと、さへ北方に當り北緯十三度三十二分東經百度三十五分十三秒比處堤の如き一叢の高樹あり綠色平岸上母拔を、こと凡三丈と、是則ち川口西岸の目標なり而して昨年十一月己來燈明臺を築記し、もへ其方位を定むるに大便利を得たり

暹羅國の都府盤谷の前母記せる「ミナム」河の上流母あり、川口を距るゝ凡十二里半と、此河流大母彎曲するも、堀割りを通し捷路を作り小舟の上下母便す此堀割りを通行せると、さへ僅母七里なり然れと、蒸氣船其他の大船の往來を、さへ能えず故に必本流を上下を、本流の幅廣ふと、水の深さ淺ら處母、三四尋あり水勢

殊母緩にして潮汐母隨て進退をるりゆへ以て大船を容る
るに足れり然れども川口母砂洲あり之を「バト」と名づけ即門の義なり水甚
淺く大千潮のとき僅に三尺となり満潮のとき十四五
尺あるりゆへ大船ハ之を越へる河流母入るふと能はず故
に重荷を積ざる巨船ハ砂洲外母錨を投し解を以て荷物を
盤谷母運送す然れども小形の船ハ其荷物的一半を解に
送り其船脚の水入りを減し後満潮の時を候ひ流母溯る
なり故母二桅三桅の小帆前船蒸氣船盤谷府に停泊せざる
の通例二十四五隻母下りず然れども右の砂洲ハ時々位置
を變へ潮汐ハ季節母由り淺深あるりゆへ水先船此案内を
得ざれば甚危険ありと云ふ○近年英人蒸氣器械を以て此
砂洲を浚へ舟船の通航母辨し以て全邦の運輸を開かん

の建白あり在職具眼の人ハ之母左袒をて雖も頑愚の古老
輩淺瀬ハ海防の天險ありと唱へて疏開の説母從わざと
云ふ

十九日夕方暹羅政府より煥國公使迎へて小蒸氣船を遣し
外務省官員一人並母盤谷在留煥國領事「マジュース」乗組來り
本船乃傍母投錨せり

二十日拂曉我等ハ煥國公使並母同國軍艦船將其外士官と共
母小蒸氣船に乗組本船を離れ燈明臺を右側母見て所謂川口
乃砂洲を越へ河流に入ると母兩岸とも極める卑濕母と過
半水中母浸し至る處藪澤多く絶へる原野丘陵を見ず唯椰子
樹並に「アマツプ」椰子母似楊柳其他熱帶雜樹の鬱蒼するを望
むのみ河口の西岸母見張番所あり又一二の漁家あり網を

晒せり此等乃人家ハ何れも水上母竹柱を建て床高く組立洪水のとれた防をふし「アマツプ」の葉を編みて屋を葺き其粗悪なるふと本邦の田舎母を見ざる所あり

河口を少一溯りて上流を望む母流の中央母小島あり此母礫石を以て造るる小堡あり河流を防く爲母築くものと見へざり又其次母一目卓然あるものハ一種の塔梢あり是れ暹羅國の佛寺母属する高塔母一と白色母塗成し水上母臨み旭光母映し奇景を呈せり其他兩岸乃村落中木造の梵宇多く皆瓦を以て覆む金泥を以て著色せり

河口より一里半計り上りを東岸母「バクナム」といふ村落あり税關を爰母設く盤谷に溯る船ハ是母於て必銃砲彈藥を揚る税關の吏員一名を乗入りてむるを法とす

「バクナム」より二里半計り上り西岸母「バクラツトラン」といふ地あり是れ上母舉し堀割の入口母て其兩側母番所あり且其近傍の兩岸母ハ古代此堡寨並列せるもの也之を認むるものと易し

河口より盤谷母至る間溯るに隨ひ兩岸乃地形少く高く流母沿ふ處々母小村落ありといへとも人家ハ多く水上母架しゑとへ陸上母あり水面を出るものと僅母一二尺母一と其卑濕汚穢言ふべりとぞ逆に都府近邊乃地とい見へり蓋し且四方此景色ハ川口母於る如く一望蒼々唯椰子芭蕉楊柳並母熱地の綠樹藪澤母繁茂を母のみ母更に山水此景勝を見るものと云ふ

同日午時盤谷 北緯十三度五十八分 著煥國公使ハ暹羅政府官員
東經百度三十四分

の案内母依之上陸せし我曹ハ煥國領事館書記官母誘引せられ
る「フオルクス、ホテル」母泊せり府内「ホテル」三軒あり外二軒ハ
甚小あり此「フオルクス、ホテル」ハ獨逸人の所有母一々木と竹
とを以て作れる平家母「アタツプ」の葉を以て覆ふ別母浴室
園庭あり客二三十人を宿せしむる母足れり屋宇美麗母ハあ
らざれとも食料佳ふれハ聊遠洋航客の疲勞を醫する母足れ
る西洋並母米國母とも僻地寒郷の「ホテル」ハ大抵如是れ
の如り

午後馬車母王城に至る 王城内外兩郭等の形狀ハ暹
羅記略母譲りて此母略す
城外番兵 歩兵母英國風
の軍服を着る あれとも通行自由ハ門ふれハ咎むる
者もふく入るを觀れハ郭内白象比國旗を翻りへし右方母宮
内の會計局陸軍兵隊乃陣營あり左方母博物館あり皆西洋風

乃新建築母二階家あり結構巨大清潔一美觀あり右の屋宇
母續け象を蓄置大屋あり兵士の案内母隨ち之を觀母象
の數々頭母下らげ内白象と稱するものあり又尋常毛色のも
乃あり皆肥大豪壯巨脚長牙 但一牝象ハ
牙を生せず 實母驚くべし何れも二
三の土人あり之を養へり政府人民共母之を尊崇するも
神乃如く出師の時ハ鞍を置け大砲を載せ砲手を之と共に乘
り進むともふ但一白象ともへとも全く白き母あらす肩より
頭の部薄茶色母し常象比如く深灰色も多むるのみ
次母王宮に續き「ワット、フラーズ」と稱する大寺院あり之母至
るに中央母本堂あり傍母高塔數宇巍立し全部ハ回廊を以て
圍めり本堂の外部ハ廊廓を繞らし柱ハ磁器の小屑彩色ある
者を塗付る金泥を以て修飾し光彩目を奪ふ其家根ハ三四段

あり瓦を以て覆ふ金泥を被らしめ其光輝日光母映しる閃動
す襷母ハ大理石を敷きり内母入り之を觀るに四方天井と
も金泥母で塗抹し僧徒數輩經文を讀み正面母釋迦の金像を
安置し佛前母種々黄金の器皿あり香花を備ふ體ハ本邦一向
宗の寺母似て其修飾彫刻ハ同日の論母あり塔ハ高低一ふ
らず大抵二三丈あり何れも陶器と金箔を練合しと組立母
るのあり回廊ハ床大理石母しと壁ハ金泥に赤塗り上母種々
の山水草花佛像羅漢閻魔天人等比姿を畫り美ハ美ふれと
總て佛家の臭氣を帯ひ更母爽快の雅味を覺へず
二十一日二十二日連日暑炎如燬寒暖計平均九十一二度
二十三日午後小舟母を本流を渡り西岸ふる外務卿の園圃母
遊ふ此園ハ「リゼントカナル」の左側母あり内外人民の入

るふとを許をとんへとも殊母外國人の遊歩場母設ふし地ふ
れハ地面廣闊清潔母しと内に佳草奇樹を植へ異獸珍禽を養
ふ花色鮮妍鳥聲錦蠻殊母池中蓮を植へ其葉の徑凡七八尺大
傘の如く其縁周二寸計上母立ちと外赤く内青く恰も茶盆の
形を爲せ其花紅白あり亦潔母しと麗ふ
盤谷の池勢等ハ蓮
羅紀略母詳ふ
同日夕方埃公使と共母陸軍卿「チヨウ、ヒヤ、シユラオンジ」細君
乃火葬場母至る

我曹ハ陸軍卿子息の案内母と此火葬場を一見せし此人一
兩年英國母留學し近頃歸國せし由母を能く英語を解せり
此火葬場ハ大寺院ハ内母あつと堂塔壯麗幾宇あり左側の
一堂中正面の入口母高さ一丈程の臺あり棺を此上母安し
白布を以て被ひ臺の左右前後ハ種々美麗の飾を付る周圍

母數十顆の燭を燃し而して棺上より金「モール」の如き帶を左右母垂れり親戚故友其他乃ちのちも爰母來り此帶を把り吊禮を行ふ由ふり我輩火葬の場を見せれとち之を行ふ母の親戚此の相會し人々蠟燭を把り之を燃しと燒き其灰の黄金の壺に納め之を寺内母貯ふるとんふ暹羅國貴族死するに此の之を寺母送りと後直母火葬母行せず七八日又八十日間之を留置市中乃貴賤老幼磨集し晝夜間斷なく劇場を開き音樂を張り歌舞を爲し隱見畫の如き戲藝を催し又夜母入りとハ更母花火を燃る其雜沓歡娛譬也るに物れし蓋暹羅國の葬式ハ非常の大祭母しと衆庶連日歡樂を極め些の悲衰弔悼の情を見ふとふしとんふ我輩を悉く右の禮式を歴觀せり中母就る最奇母して愛

きるにちのち交趾支那童乃躍ふり其童ハ齡凡六七歳より十一二歳迄の者母しと紅紫の彩裝を裝ふ兩手母美しと手燭を把り且歌ひ且舞ひ兩々雙々相盤環しと少く西洋の「バレイ」又「ボール」と唱ふるとの母似あり其他の音樂歌舞ハ皆聲喧く調部母しと東洋野苺乃氣味を免れず右の儀式一見の後陸軍卿の案内母依り寺内母晩食す食堂ハ諸人羣集の場母面せり一廊母と几卓器皿割烹母至ると總て西洋風母設成一種々珍味を羅列せり食後卿より客一人毎母金乃指環一個を贈りと記念の爲母せり

二十四日朝外務省母至る卿「チヨウ、フリーラーバニウオンセ」母面會す

卿の男「スーチャイ」ハ英國母留學をふると三年母して近頃

歸國一齡凡二十四五歳母見へて能く英語を解す此人の通辨を以て卿と談話を爲し卿は第一母隣國交誼の厚きを望み次母本邦の人口海陸軍の兵員歳入歳出輸出高輸入高並母教育の法を問ふし母由り我曹一々其實を以て答ふれは少驚愕比體母を是迄左程母の想像せざりとの顔色を現せり

煥國領事の紹介を以て瓜哇人「ツレイル」といふ者を通辭母雇を一日二弗を給せり此人の英語と暹語とを解するもへ大母諸務探索の便を得たり

二十五日「ワットプラ、チエツ、ノン」と佛の臥像を藏する寺といふ義あり稱する寺院母至る

是れ府内の一大寺院母を巨閣數字あり内一字釋迦の黃

金臥像を藏す其像は曲肱横臥し脚を伸して重縁を穿る形母を全身の長を十五丈餘内質は磚を以て積立る塗抹し之を後之を被ふ母金箔を以てせむの母を光芒満室を映射し其巨大壯麗實母一大奇觀なり像は琥珀青貝を以て百般の草木禽獸星宿を彫成す是れ佛の宇宙間の萬物を統轄するの意を偶するなりといへり

二十六日印書局母至る米國の傳教使「ブラツトレイ」といふ人年來盤谷母住し印刊局を開き英書暹羅書を刊行し又英暹對譯の書類を出版す本日之を訪ふ暹羅の歴史年契會話編並に地圖等を購ふ府内更母寫眞樓一字あり歸路此母至りて盤谷景色乃寫眞等を求む

二十七日暑炎最烈寒暖計九十五度夜「ゼルマン、クランプ」母遊ぶ

二十八日埃公使旅館母至る其他無異事

三月一日國王母謁見す

本日ハ埃公使「セツファー」氏の謁見日ふれハ同國海軍士官
並母我曹兩人大鳥ハ外務卿より本日午後四時謁見の案内
狀を得られハ何れハ大禮服母ヲ旅館出立政府より迎の馬
車母乘一府の内部を經テ表門前母至テハ比兼ヲ整列せる
半大隊計乃步兵二十騎計の騎兵 歩騎トシ英風赤色の軍服を著
シ歩ハ「エンフヒーバド」銃を
携ヘ騎ハ「オウストラリヤ」の馬母 音樂を奏シ肇銃の禮を爲シ祝
跨リ槍を持ち隨分勇壯母見ヘキリ
砲を放テリ門母入テ待合所の樓上 此樓西洋風新築乃二階母ヲ
椅卓花籃等も皆清潔美麗ナ
母登れハ外務卿其他の官員出迎テ衆を慰勞！酒茶を進
む頃之おほテ裝飾せる大象數頭前後母相連テ兵士二三
人を負ふテ徐歩シ來リ城門母入テ樓下母整列テ休憩半時

間ニ過リテ樓下謁見室乃方母當リ音樂の聲沸起テ是れ國
王の謁見所母臨出の報知ふれハ何れハ直母整頓シテ外務
卿母隨ハ樓を下テ西方の階母登リ廊下橋を渡リ隨テ謁見
閣に入り會釋の後 前王の頃此國母於國王母謁見乃ト立行モ亦
ふトを許サテ叩頭匍匐禮を行ヒシ由ふれトモ
近年之々 廢セラ 中央母進めハ國王ハ正面の一段高き處母お里テ金
椅母倚リテ立ち金冠を戴キ金鏤乃盛服を着シ 服色ハ次母細
述サベシ
側に一人お里テ金刀を擎テ立ち而シテ其兩側ト床土母ハ
皇族貴族官員多く整列セラ

埃國公使ハ外務卿ト共母更に近く進みぬれハ我等も共母
相進みテ直立シ是母於テ公使國書を捧讀シ通辨官之を選
羅語に譯シテ讀上者終テ後公使自ら進んテ國書を奉れハ
國王手親ラ之を受領シ次母國王國書請取の書冊を出シ之

を讀上者通辨官之を英語に譯しる公使母傳へ公使又進
其書冊を拜受し乃ち大禮終りしれハ國王ハ後方北階壇に
登り深宮母退ち其後公使と共母皇族貴族母面接し時候
の挨拶を述る後退き直母馬車に乗る門を出つれハ以
前乃如く兵隊音樂を奏し擊銃の禮を行へり而して夕方族
館母歸る

謁見閣ハ堅凡二十間幅入口の部母凡六間奥母十二三
間丁字様を爲し四壁天井柱と總金箔を以て被り種々の
彫刻裝飾あり色彩花氈を布き寶母美麗を極め
謁見閣の左側母並立し坐るハ王乃叔伯及兄弟其他の皇族
母し何れを禮服を著し其員凡五六十名あり右側母在り
しハ老嫗幼童等乃貴族母其員大抵上母同し

暹羅國士官の大禮服ハ筒袖に金欄の如き物母製し牡
丹を以て留め大抵純金に鏈母編み珠玉を裝し坐幅一
寸五分計の帶をしめ其上を被ふ母筒袖の長羽織を以て
羽織の地ハ薄き紗乃如く物母色ハ白きあり又淡紅ある
ものあり之母純金の花紋又ハ星紋の如きものを滿面に織
付る其光輝爛々目を奪ひ其量頗る重く見へる但し其金
飾の精粗濃淡ハ位階の尊卑母隨り同しり且其位階母
應し何れを白象を畫き各母種々の賞牌を佩ふ冠物ハ黒
羅紗を以て製し兜形母頂母金鈕を具へ恰ハ日耳曼歩兵
隊乃帽母似り國王の禮服ハ全く右と一様の體裁母但
其最美にして最金飾母富め母を異ふるとするのみ其冠母
至りてハ純金を以て製し其形高く聳へて尖り塔状を爲

せり是れ腰以上の装束なり而して腰以下ハ最奇異なる製
母布絹又木綿切れの巾三尺位長を八九尺位比をのを腰母
三重計り巻付帯母を留め而して其下端の中央を兩脚
間母で前後合せ握り巻付帯其端を股間母引上げて後方
に取り帯乃下母狭むふて東京母を唇「パンオリ」といふ姿母
似たり是の如くをふとさへ膝以下ハ全く暴露をるり也へ
西洋婦人比沓下足袋を穿ち紐母を留め西洋形の半靴を着
く但し貴族士官等の平服は腰以下ハ之と同様に之但美惡
乃差あるのみ
貴族士官等平服のとき腰以上ハ西洋流比服制母を薄羅
紗白き「レノン」等を用也
但し右の如き西洋形の服制を折衷して用ひしハ先代の王

乃と記母ありて今を距る僅に二十二年なり其以前ハ王母
請をふとさへ唯一片乃布帛を腰母纏一のみありとぞ
近來腰以下の装束を一變して西洋形母爲んといふ説あり
とさ舊習拘泥比頑夫之を嫌むせめを腰以下丈もハ本邦の
古風を存しおれ度と乃説ふると一笑母堪へざるなり
暹羅國母三黨あり曰古老曰拘泥曰少壯是あり古老黨ハ舊
風母染馴る日新の事業を知らず國政の改革を拒む暗呆の
古翁輩あり拘泥黨ハ古老黨の如く頑固ふるを稍時勢乃變
換を辨むといへとい急母風俗を改むふとを欲せざる徒
あり第二王ハ即其魁あり少壯黨ハ外國の開化を見聞し果
斷を以て日新比域母進んとをふ少壯輕忽の子弟なり第一
王ハ即其長也

前文母記せし如く昨年来第一王と第二王との間母不和の起りしを畢竟二人乃所見同一かききり醸出せる葛藤ありと聞きて然れ共我曹暹羅母留るの日淺く殊母其國政の機密を探るふとを好むるもへ明母其虚實を察する能くを唯傳聞の卷説を記し他日の考證母備ふるの「暹羅國王二人あり即第一王第二王と稱を第一王の素よ全國を統轄する無二の至尊にして君主專制の國體ふれ生殺與奪の全權を有し國民之を尊崇をふと論を俟ず而して第二王ハ位階之母亞き諸皇族比上母立といへとい今ハ國政母參與せを又第一王の位母登るふとを得ず然れとい第一王母匹敵をべき巨大比王宮に住し諸官員あり又臣下あり更母若干の兵士を以て之を護衛し外國の條約書母

鈐印する等の權を有せり蓋其位階權力の制限ハ實母外國人の察知しりき所ふ我輩乃推考母をハ舊徳川家の御三卿と唱へし者母類をふふんり舊冬十二月第二王の邸母兵士聚屯せる此報ありしハ諸貴族諸兵隊争て第一王の宮に馳向ひ護衛を爲し其頃前の國老「リーゼント」と稱せる人前代の王乃執權母内地の別莊母ありし有司よ使を馳せ之を呼返し宮内母を評議の上第二王を參朝せしめ事の顛末を糾彈せんと欲せし母第二王ハ急母舟を獻あそ英乃領事館母遁入り英領事ハ之を處置を母の權なきもへ先づ第二王を留おけ後之を新嘉坡の令母報しきれハ令軍艦母乘來り我曹同日母盤谷灣に着しあり盤谷滯留數日間評議比上雙方熟和せしと見へ第二王ハ元の如く王宮母歸り舊位

を領し事全く平靜母歸せり

同日夕方煥公使と共に外務卿の宅に晩食を伴食比人の國王
内閣秘書官數輩煥國軍艦士官等母一々全く西洋流の饗應ふ
る食後陸軍の樂人を招き國風を奏を蓋英風乃曲母とて其調
頗る雅れり

二日野外の草花園母至る盤谷地方の四時炎熱比地なれは百
般の果實母富其形大其味甘ふ一る我曹乃從來目撃せざるを
の無算貯りと云へと云ふ夫の草木の花母至るは香色と云ふ本
邦に及ばざるものと遠し是れ暹羅國比季候の一年を旱霖の二
季母分ち十月より四月迄は炎熱母一々雨ふく五月より十月
迄は霖雨罷と云ふく陰濕甚しく我邦の如く四季乃節序正し
りとざるを母生ざるれん

三日甚涼寒暖計八十二度小舟を駛し城東の田野母遊ふ府
を距るふと僅母三四里母とて平原渺茫一望無際四方山岳丘
陵を見を實母平坦乃郊野にして但稀母樹林竹叢を望むのみ
田圃の方形に區分して一區の大凡二十尋四方四百區每母畔
を設る經界と爲る之を望めは恰も日本比田の景母似あり但
日本乃田の區分大小同しうらを暹羅國の田の縱横經畫甚正
るを異れりと云るのみ

秧田の河流より水を引く母あはす例年霖雨の初期六月を待
ち天然の雨水を得る稲苗を植へ而して十月十一月の頃收穫
を田を鋤する母は多く水牛を馳役を其鋤耨犁鋤等ハ本邦母
所用と同形にして但大母粗惡ふのみ

田家の農父の溫柔質朴にして外國人を嫌猜輕侮するの色を

見ず農家ハ極めず狭小母し之竹を以て構成し高く竹床を設
る其上母寢食を

四日無事

五日午後埃公使の旅館母移る

我曹「フオルグ、ス、ホテル」滞留中政府より可然宅を設る轉居
せしめんとの意ふれと之相當乃舍ふく埃公使此旅館ハ廣
まといへると軍艦の士官公使と共母滞留せり也へ是迄
遷延母及し處軍艦士官立去りし母由て外務省の官員より
轉居の事を通せり

此旅館ハ二階家母之西洋風母築成し閣高く室廣く裝飾備
り小園草花を植へ大氣此流通し善きれハ大母炎熱の凌り
易きを覺へ且膳羞も美母し之待遇至り丁寧あり但し此館

ハ支那富商の所有母之外國此賓客あると之ハ政府之を借
りて饗應館母供する由れり

同日午後埃國公使と共母第二王乃邸母至り謁見す但し本日
ハ小禮服を着る

第二王の邸ハ第一王宮乃北母接し結構巨大ありと雖も建
府以來此經營ふれハ凡百甚古風母之第一王宮の如く美麗
ありて其門母入ると之歩兵十人計を擎銃乃禮を爲せり次
母第二王母属を介外務卿の誘引母由て第二王に謁せし母
王ハ小禮服母之出迎む一禮此後共に卓邊母環坐し西洋風
の茶を出し暫時談話乃後立歸れり

王ハ齡三十六軀幹肥大母し之色暗黒言語溫柔母し之寛優
沈着の人と見へり左右伺候此官員ありと雖僅母十數人

のみ

六日午後蓮花園母遊ふ

蓮花園ハ城の東北ふる野外母在り其相距ふみ凡二里半近來新道を開き平坦母一馬車を馳ふに宜し平野上大寺院あり結構巨大其周圍近傍塚を繞り植ふ母蓮を以てを四方の眺望悠遠ふるといへとも蓮花園と唱ふる程此好風景母あふを唯暹羅國人乃信仰する寺院あるを以て是く有名の地とあり母なるるし前代の王乃頃ハ灑掃を行届さし由ふれとも今の王ハ強き意を加へざるもへ落葉堆く緑草茂る寂莫の有様あり

七日外務省官員の誘引母依り宮内母至り大藏省並母博物館を一見を

大藏省ハ第一王比宮内母在り西洋風建築の二階家あり王の叔父其長母一王の弟其副長ふ澳門「ポルトガル」人一名政府母雇えれ書記官の長を勤め會計出納比事務を管轄せり省中ハ四五局母分てるも其章程の方法を聞るとも所答分明ふり才察を母に其各局の所務明瞭乃分界規律あふ母あふを唯金庫比出納を記録するのみあり而して各局中に黒紙の折手本の如き帳簿母白壁の石筆を以て記録し支那算盤を以て計算し其人員僅母十餘人母も其他の者ハ床上母箕踞し或ハ眠り或ハ檳榔を噛み閑散を極めあ

博物館ハ屋宇美麗母一内外英傑の畫像を額母懸け種々の金器旗章地圖象牙鑽石並母各國比兵具貨幣等を配列せ

て日本の刀劍古貨幣を其中に属せり一體此装置の順序正
しく整列しされ共右の外は格別の奇品を觀ふ事ふし

本日歸路園中母於て國王に内謁す 但本日外務省の官員我輩を伴
ひ招きて宮内の博物館を縦覽

せしめ次母園中に於て國王母内謁せしを兼て内命の
約束ありしふとなす其厚情實母感銘に堪へざるあり

此園は即公園母を近來之を開き地形廣大なりをれと西
洋風母經畫し外は石塀を繞し鐵門を設る内母は樹木草花
を植へ小亭あり床几あり清楚愛をべし又一隅母は清潔の
小臺を構へ内母球突盤あり以て休憩乃地とふす我曹先づ
園中母車を駐め四方徘徊の中喇叭此聲聞へるれは護衛の
騎兵先導し次に國王乃馬車並母隨從の車門母入て來り是
母於て國王車を下りるれは從者紅色の大傘を開き之を蓋
ひ而して王は二十八計の少年皇族並母數輩の扈從と共に

歩しと園の中央母來れり我曹一禮の後近く進みぬれは通
辨を以る遠來此勞を慰し我輩は不圖内謁の辱を謝し次を
左の件々下問あり

王曰貴邦已母鐵道の設ありよし

答曰如命今二條あり猶隨て之を増息せんと欲す

王曰貴邦國政の變革誠母速なり國民之を欲るや否

答曰國政改革は維新乃頃兵亂ありし母とほそ進步速ふる
を得ずり今や政府之を強むとふへとも國民多くな文化に
赴くの氣を徵せり

王曰何れの國母を政體乃改革は一大難業なり

答曰如命昇平の口舊習を改むるふと最難し

王曰太政大臣は誰ぞや

答曰從一位三條實美

王曰先年大臣を暗殺せんとの舉ありある由一實ありや

答曰如命實事なり

王曰日本輸出品の最大なるもの何ぞや

答曰絹茶漆器陶器等なり

王曰日本ハ美國なり

答曰如命暹羅亦富饒比沃土あり

此時王微笑を含めり

王曰日本支那兩國比條約已成りざるよし

答曰如命

王曰先頃支那との爭論起りよし

答曰如命臺灣乃事母付紛議を生せり事遂母平和母歸せ

と

右の内謁終りて後王ハ一隅の小臺母赴りれり

王ハ齡二十二容貌大ぶりを常人より色白く眼光爛々言語活潑穎敏の相あり能く英語を解せる由衣服腰以下ハ前母記せり如く母より上體ハ西洋形の短衣白衣を著し極め簡易の装あり

八日皇子より大鳥母長臂猿を賜ふ書を以て之を謝す

十一日紐磨場を一見を午後外務省母至り爾來待遇の辱を謝し且發程の期を告ぐ

十二日皇子並母外務卿より四人母金象眼の巻煙草入を贈り又一人の皇子より大鳥川路兩人に金象眼ハ皿を贈る何れも名刺を贈り其厚意を謝せり

同日午後埃公使と共に母蒸氣船「コロマター」號郵便と運漕とを兼
する船母之形大ぶ
らんと雖美麗母を旅客ふれを便とす 母乗り盤谷出帆新嘉坡母向ふ元來暹羅と
日本母歸る母ハ盤谷より直ち母香港母還るを順路とを然れ
と此兩地の間母ハ未だ郵船比日を定め往返を母とのな
さり母へ己むを得ず迂路を新嘉坡母取り英佛乃郵船母乘る
母便を

同夜「バクナム」上母に出に停泊

十三日朝七時滿潮を候ふ河口の淺瀬を越へ更母灣内母錨
を投し午後迄解船よ米を積込四時母至り南方母向ふ出
帆を

十四十五十六連日朗晴海水油を流そり如く一點の波を揚る
を

十七日夕七時半新嘉坡着此水程凡四百里
四晝夜母之達を

十八日早朝上陸「オテル、ド、ヨウロツプ」旅館母宿す天氣頗涼寒
の名

暖計八十八度

元來新嘉坡ハ殆んど赤道直下母在れハ熱度盤谷乃上母あ
るをさ理なれと盤谷母ハ連月雨ふく新嘉坡母ハ通例
毎日驟雨來り炎氣を洗ひ涼風を生を母り母へなり我輩
盤谷の酷暑母惱み後此地母至り豈れハ一層の爽快を覺
へるを

新嘉坡ハ千八百二十四年來英政府の買ふる管轄せる地母
あり「マラーイ」半島北南ふり一島なり島と陸地の間母小海
峽あり其距離僅母五六丁ありのみ府名ハ即島名と一母し
る東洋大海港中の一なり方今人口十萬餘母一と内半を支

那人あり

市街清潔屋宇佳麗別荘園多し舟船輻湊互市繁昌四通八達乃良港あり丘上廣大の公園あり庶民遊樂の地と爲す

十九日無事

二十日「ジョホーア」母遊ふ

「ジョホーア」ハ「マラーイ」半島の南端あり一部母ヲ新嘉坡を距るあり凡七里半其長を「マハラジヤ」と云ふ此人能く英語を解し他邦人母接するありとを好み一種の奇人あり外國の賓客之を訪ふもの多しと聞き我輩亦之を企む

本日早朝馬車母ヲ出發北母向島上を越ゆ道路平坦綠樹鬱蒼時々小雨來り暑氣を覺へて海峽出上母の處母達一車を下り北望をれハ陸地上の樹木丘陵人家僅母一帶水を隔る

指點の間母歴々あり是れ即「ジョホーア」母一と「マハラジヤ」の大厦前岸上母巖立せり此海峽に間小蒸氣船あり毎日時刻を定めて往返する由なれとを其時刻母會せざれば小舟を雇ひ渡すを「マハラジヤ」邸の前母着し陸上母登り石壇を攀ちて門内母入りぬれハ西洋人一名出て來れり是母於て我曹各名刺を出し來訪の旨を通しをれハ直に承諾し則樓上の一室母誘引し茶酒を供し暫時休息比後大室母入れハ「マハラジヤ」出來り遠來の厚誼を謝し種々談話の後英人數輩内三四名ハ「マハラジヤ」母雇れし書記官其他ハ皆海軍士官母を亦此地母遊來せし客ありと共母晝食饗應あり食後「マハラジヤ」の案内母を本室を巡見するに西洋形の木造母を結構巨大裝飾清雅其食室ハ如きは廣闊母しる大理石を敷き而して園庭母出れハ喬木鬱翳青草繁茂

南望をれハ海水洋々帯の如く近峯遙巒一目の中母あり其景實母畫の如し次母謁見臺並に公務室母至る謁見臺ハ新築母未だ功を竣せざといへとも其製造高大四壁天井と各種ハ彫刻裝飾あり而後馬車母と海岸の市中を經て木挽場蒸氣力を用也を一見一更母又木轍の造營處母至る此轍道ハ内地母向ひ十里の距離母達せしむる企母之已に一里余鋪を了りて地ハ尋常の鐵道比如く平坦に切開き大枕材を横母並べ其兩端母近き部を凹形母截り爰母長尺「チーキ」材方四「インチ」半の者を嵌入テ蒸氣車をしり此上母走ししむる母供を

此角材ハ三年の長さ母堪へ三年比後之を繰りて下面を上面となせハ又二三年間用也へしとんふ建築入費英法一里

母付七百五十弗建築家ハ英人母と東印度より來り近來始めて此工業を試みる由あり

右各所巡見の後其厚意待遇の辱を謝し暇を告る夕方新嘉坡母歸れり

「マハラジャ」ハ天賦眞卒容貌魁偉舉動間雅母しと些を尊大乃氣象ふく平生會計出納等の事迄も自ら任す赤心を吐露しと胸中覆ふ趣なく又其篤實母して人を愛し客を好むとハ上の待遇の状を見と瞭然あり

「マハラジャ」の所領ハ海岸の長凡百里ありと三四人比官吏各部落を管轄せるとし

物産ハ木材及む「ガムビル」と稱する樹脂等母しと之を輸出す其税並母漁税等を合しと月々の收税三萬圓内外あり

とゆふ

二十一日夕方煥國公使と共に支那人訪浦の宅母晩食を
訪浦ハ廣東人母ヲ前年より新嘉坡母住し商業を営み利運
を得遂母巨萬の富を爲し今ハ本港中第一等の富商に
魯西亞領事官を兼勤を訪浦齡凡五十有餘
其居宅ハ市中乃北一里半計りの處母あり邸内宏闊園圃
至多處珍花奇草を養ふ就中多く竹を栽へ竹門竹屏竹屋を
構へ寶母一奇觀あり人之を呼んで竹園と稱し日々來遊の
者羣を爲せり
宅の結構亦巨大支那風と西洋風とを折衷し海内乃珍器を
聚めて裝飾し甚美麗あり
二十二日無事

二十三日英國郵船「ベラ」號着午後五時乘船出帆連日好天氣
風波平

三十日午後六時香港着 海上凡七百十里
七晝夜母を達す

三十一日晝十二時香港開帆

四月六日晚橫濱着

七日歸京

往返水程總計凡四千一百里日數總計凡七十六日

暹羅紀略上

地理

暹羅國 暹羅人ハ自其國を稱し之「ターイ」○ 其首府を盤谷と稱す日本
離直徑母を凡 一、千、四、百、里 曰ふ自在國の義あり 東京より西南母當り其距
 離直徑母を凡 一、千、四、百、里 ハ亞細亞洲中東南の一大國母！と安南國北西境
 母接し北緯五度と二十一度と乃間母位！東經九十八度二十
 分と百六度との間母跨り而し其南北の長を凡四百二十里
 東西乃幅ハ狹き部に三十四里廣く部母を百二十里あり東
 ハ安南國母隣り西ハ半を英領緬甸母接し半を榜加刺海母臨
 み北ハ獨立老樹國 老樹國中暹羅母屬を六省あり一 母界し西北
君長六省を領し暹羅の管轄を受く
 ハ緬甸國母交を南ハ即暹羅灣あり全面の積凡十九萬方里或
 ハ十四萬方里 共母 英里ありと云ふ然らむ其大さハ大概日本全島
 母髣髴を分るし全州を分る五十八省とす

暹羅國ハ東母安南の山脈あり西母「マラーイ」半島北山脈を帯
ヒ兩脈共母支那北雲南省より起テ南に走りテ殆んど全州を
包ミ其中間大谷を爲シ「ミナム」河ハ即其中央を南流し兩側
とシ大平原母し其長さ四百五十里余其幅平均凡五十里而
し其大ざ凡二萬二千方里共母英里地質極めて膏腴實母沃野千
里際厓ふたのなを而し東母「メコン」河あり東方北經
界を爲し又西母「マルタバン」河あり西境乃一部を分界を北
部緬甸獨立老樹國母近き部ハ高山深林多し

氣候

氣候ハ旱霖の二季母分つ毎年十月北初旬より翌年の五月初
旬迄を旱季とし此間ハ大抵連日晴天母雨降るふと甚稀な
る而し四月五月の比ハ最炎熱母し寒暖計の度日陰母て

九十五六度母至る 我輩の盤谷母あり三月乃初旬なりし
熱氣已母九十三四度母上りふとあり 五月初
旬より十月初旬迄を霖季とて此季中ハ陰雨霽るふと稀母
して寒暖計の度通例八十四度十一月より二月迄を一年の好
時候とて○外國人母此地母住まるとの最陰霖乃氣候を怖
る且内地母入るとは「チヨングルヒーバー」深林敷澤の地母
流行する熱病 母罹
るもの多し

人口

全國比人口諸人所算同一りを政府も亦未だ其實數を統計
せざ大抵六百萬とす其人種も亦甚混合す
六百萬人中母暹羅人凡百八十萬人 此人種ハ多く「ミナム」老
河邊母住む
樹人凡百萬人 此人種ハ多く「メコム」「マラーイ」人凡百萬人 此人種ハ
河の邊母在り
南方の半島を領する支那人凡百五十萬人

人口六百萬ハ凡本邦乃人口六分の一ふれハ其國比廣袤母比一其員甚少一と云ふるハ故母内地乃沃野宏大と云へとも之を開拓稼穡する人ふ一近年支那人の移住する者益多し暹羅政府若一篤く之を導き之を保護するふとありて千里乃廢地忽墾圃母化し國産を増殖する一然れ共政府ハ絶へて此母注念せを却て支那人を忌嫌せ是れ此國母ある支那人或ハ黨を結ひ不軌を謀り一ふとありしや也へ其人口の蕃息を恐るゝ母因るありと

風俗

暹羅人種ハ印度人種と支那人種と乃間母在りて日本人支那人の如く均しく蒙古人種母屬を然れ共其骨格容貌ハ支那人と同じりて常人の高五尺二三寸面貌潤大、頬骨秀々、低鼻、

巨口、厚唇、目甚小母しと黒く殆鬚髯なく毛髮黒く一と粗剛而一と全身乃色遙り母支那人より黒し而一と其最厭ふる風俗ハ男女比朱唇黒齒ふ是れ檳榔子母石灰を和し赤色の膏を小兒乃と乳とを嚼む母因りて染成せるとの母し其齒實母涅黒本邦婦人乃新母鏡漿を着る母如く其唇ハ實母丹紅血を啜る如く其野蕃の醜態人を一と戰栗せしむ此惡風ハ獨暹羅乃みふて専ら東印度諸島安南邊母も行れ男女を論せを幼稚の時と之母染み貴賤老幼之母耽り行住坐臥止むるふとなく貴族ハ常に此赤膏を金匣母貯へ出入之を帯ひ又賓客來るとたハ必先つ赤膏を薦むるを禮とを本邦にて煙草盤又茶を出ると一様なり
頭髮の形ハ男子ハ額より頂迄乃間を除き悉く短く剃去り前

頭の處ハ髮比長一寸五分計楕圓形母殘一と直立せしめ恰と
沓刷毛ハ形母似あり而一と女子の頭を之と一様の形なれと
髪を短く剪み、男子の如く全く剃去らる又時母耳後母糸
鬢を存せり然れ共皇族貴人等ハ近年此風習を廢一と西洋風
母斬截せり

衣服も亦男女同様母一と腰以下ハ平民も貴族と大抵同形ふ
る土人之を「ナ」を纏ひ暹羅紀行母出づ但白木綿の如き廉價比者
を用ふ暹羅紀行以下ハ裸體跣足母一と男女の別を見せ而一と男女
乃上體ハ時母布片を肩母懸るものおれ共大抵全く暴露し
る一片の被ふも乃よく且頭上も亦冠物を戴くふと乳と婦人
ハ都て珠玉を愛し指環腕環脛環等を装ひ十二三歳以上比も
のハ多く布片を胸母卷ひて其乳房を匿せり又外母出ると云

ハ時母多々笠を冠ものあり其他ハ男子と異なる所ふし

是れ我輩ハ盤谷及ハ其近傍母於て目撃を所母一と高貴
婦人の服装母至りてハ之を觀る能く近頃皇族中母ハ西
洋服製を擬するものもあふりなれと過半裸體赤脚ふ
多と聞たり

平民乃婦人ハ田野を耕し川舟を漕ぎ荷物を運ぶ能く勉勵を
れとも貴族の女子ハ懶怠母一と職業ふく唯眠食を以て光陰
を消すのみ

元來暹羅人ハ性質温和母一と暴惡の行ふまゝと雖も全國の民
皆奴隸母一と皇族貴族比嘗め母驅役せられ貧困なる者多く
且教育の道ふもれば衣食住榮花乃欲念ふく唯從來の荒宅に
住み粗衣粗食母一と足れ多とをるのみ加之人民乃性怠惰懦

弱母と云恒産なく博奕を好み酒母耽り歌舞音曲を嗜み又鴉片を吸ふ者もあふ由なり

博奕ハ支那惡弊の傳來せよとの母一其類數種あり本邦乃富講比如く圍を拈るものあり奇偶の數を中て勝敗を決せよとのあり又骨牌を以て用ふ酒も亦支那風の造法母を米を用ふるよし

元來飲酒博奕ハ此國乃嚴禁なり一國民日を逐る惡習母陷り殆んど制を可うを母至る終母之に高税を賦し其禁を廢せり故母今日市中處々博奕場あり支那人暹羅人等羣集し晝夜比別なく骰を投し牌を弄せり

政府一年の收税博奕のみ母を三十萬弗母至るといふ船頭小遣等比給料外國人乃所拂一月四弗半と五弗母至る

但し常人の活計母所費甚廉なり節儉の者ハ一月一弗二十「セント」母を足る由食料ハ米魚類野菜等乃母て其價極めを賤く而し其揮肩懸者各三枚おれハ一年之を服せよ母十分せり此價凡七弗二十一「セント」一年中煙草檳榔子の價七弗二十「セント」其他別母所覓ふし故母常人一年の費用二十六弗にて衣食比外煙草檳榔子を求むる母足れり國民中猶之より廉價母を生活せよとの多しといふ

物産

所産乃金属ハ錫金銀銅鉛等母一最錫母富めるといへとも之を開採すよハ多く支那人母して其工業も亦甚大なり近來外國人母を之を企る者おれとも未だ充分の成功を見ずといふ

植類中母之最多く産するものハ米、砂糖、玉蜀黍、胡麻、番薯、胡椒、等母之就中米を熟するものと最盛なり獨之を自國人民比平食となすのみならず支那及び西洋各國母輸出する量も亦甚大なり砂糖も亦米母亞細亞國中乃其産あり其輸出の高ハ別表中母詳列り次ハ諸種の「ゴム」椰子實、檳榔椰子油、百般ハ果實 芭蕉實「マンゴ、パイナップル、タマリンド、マンダリン、チェリアン」 橙橘の類 又粗綿 草綿 木綿 煙草を産す木材中母之ハ沉香蘇木紫檀黑檀鍍刀木「チーキ」等あり之就中「チーキ」材ハ多く老樹地方母生し櫂、樺、栗、等の質を兼備し堅實母一富木理正しく諸器具を製し家屋を造る母用ひ殊母水に堪ゆるものと久しきもの也へ舟船を作る母ハ無二乃其材あり之を外邦母輸出する量も亦少なりとす

獸類中母之ハ象、虎、豹、熊、獺、犀、穿山甲、猿、鹿、羊、豕、牛、水牛、馬

等母之就中國民最象を尊み曠野深山を旅行する母ハ之母跨り又其力強きを以て山中母産材木等を牽出すに用ふ政府ハ數頭比象を宮中母養ひ殊母白象を敬する神乃如し其國旗母白象を畫くも亦之母因り乳を牛馬ハ其形日本産比者より短小あり

鳥類ハ鴈、鴨、鶉、鳶、鴉、鷺、孔雀、雉、鳩等あり島上母ハ鶴、海燕羣を爲し海燕ハ所謂燕窠なる者 是れ高價の食料母之支那人最之を貴む其形蓮花の瓣乃如く白色母之光澤あり 之を造る其他水中にハ鱉、鼈、龜等あり陸上母ハ巨蟒、大蛇幾種ありと云ふ

江湖海中魚鱗母富めり土人の常食母供を

王統

夫れ今を距るものと五百二十三年洋曆一千三百五十二年即我

文和元年母於之「ソムテフト、プラ、ラマ、マイボーデー」名^人第一世
初に建國せし以後其子孫相繼ぐふと二十代年を経るふと二
百五十二年母一と亡ぶ之れを第一朝とを一千六百〇三年即
慶長八年佛足石を發明せりと伴唱せし「プラ、チヨオ、ソオン、
ナム」名^人代を王とれとを其子弟相繼ぐふと僅り母二代年を
経る二十八年に一と人心離背し遂母王位を退るふれせり之
を第二朝とす一千六百三十一年即我寛永七年「プラ、チヨオ、
プラサツト、トワン」名^人位母即き子孫相繼三代ふれとを第三世
第四世に弑逆母遇ひ又一時逆徒「プラ、ペツト、ラムヤ」名^人母位
を奪られぬり然れとを亦第三世乃子王位を復し第九世母至
る迄相傳へ年を経るふと前後併せり百三十八年之を第三朝
とを凡洋曆一千七百六十七年即我明和四年の頃緬甸人來り

都府「ウチヤ」名^都母冠一と之を滅せられせりとを支那人乃苗
裔「ダアクシン」と云へる有名なる暹羅比將軍精兵を卒ひと都
を回復し推れり王位母即き都を盤谷母定め城郭を建築し以
て國祚を定めり後洋曆一千七百八十二年即我天明二年母
於て其部下の寵將繼ひり王位を踐めり之を「ソムテフト、プラ、
ボロマ、ラチヤ、プラ、ブウ、タ、ヨツト、フアー」名^{爵名}と曰ふ即當朝
の祖先母一と其子孫相繼ぐふと三代を経る當今の王「プラハ
フト、ソムテフト、プラ、パフコンダ、マハア、チツラコンコルン、グルト」名^{爵名}
人に傳へる此故母當朝比年紀ハ今年^{明治}八^年九^{十三年}母
一と當王ハ暹羅建國以來第四朝第五代の王とす^{(即ち建國以}
^{來第四十代}
ハ王)一千八百五十三年第九月二十一日盤谷母生れ故王「モン
クット」名^人乃第九子ふり一千八百六十八年故王比崩せし母よ

王撰れり位母即さぬれとせ年尚幼ふに也へ攝政官おぼと
 其政務を掌りてり一千八百七十四年王齡二十一歳母充り也
 へ全く親政を始めり今年僅り二十二歳性英敏母して國事に
 勉め父志を繼ぎ人民乃幸福を謀り文物政治専ら歐風を移せ
 んとしる頗母風俗政體を改革し漸々文明の途母進歩せり
 洋曆一千五百七十九年即我天正七年第一朝比暹羅王「ソムデ
 フト、プラ、ナレスーア」爵名其弟を立り第二王とせしと後世
 時とあり第二王を立らぬとあり即ち當朝母於る也亦第二王
 と稱する也の二代あり當今の第二王「グロム、プラ、ラチャウオン、
 バウオラ、サダン、モンコン」爵名人故乃第二王比子ふれとせ其爵
 位權力未だ故乃第二王母均りりせり一千八百三十八年第八
 月三十日盤谷母於る生れ一千八百六十八年即位せり

若し王崩れば各大臣參議等會議し皇族中より新王を撰
 り立るを例とせ此故母王ハ世襲ふれとせ聊り撰擇立君の制
 母似する所あり蓋し大臣參議等平日ハ多く唯々諾々王意を
 賛成せれとせ立君の會議母於るハ各員乃意旨を十分母述る
 と云
 故王乃子女八十四人あり今存るもの六十九人今王は即
 ち其一人なり今王年尙少ふれとせ亦子女多りと云然れとせ
 未だ其數を詳り母せり
 夫れ暹羅王は亦一夫一婦の道母背き多く妃妾を養ひ未だ東
 洋乃卑俗を脱せを故王ハ后妃合一と九十九人又其先代の王
 ハ三百餘人を養へりと云ふ今王は既母后妃多ふれと未だ
 其數を詳り母せず

后妃を立ふや預め婚娶乃禮ふく諸妃妾の中身皇族母一之最
を王の寵をふとのおれバ之を立之皇后とふし初て立后比大
禮を行ふふて凡そ初めとて皇后尊ふとのハ嘗あ一人はふく
又其立后乃大禮ハ宮中母於て施行し人比之を公見をるふと
を許さず只四五十名の僧侶此禮母與ふ乃み○通常ハ皇后一
人ふれとて時と一之王意母とて二人を立之皇后とするふと
あて然ふとてハ一を右后と稱し一を左后と稱を而し左ハ
其位右母次く
外國とて皇后を迎ふふと甚だ稀母一之而して數百年間只
二人近隣の國々とて來嫁せしふとあるのみ是れ全く隣國乃
好を厚ふせんと欲せしとのふふるし
妃妾を撰むや貴族平民を問わす王視る之を好とをふとのあ

れバ當人比諾否母關せず直ち母之を後宮母徴を又諸貴族等
の中若し佳嬢を生るは比おれバ之を王母呈し以て己の寵を
需むと云

王比子弟齡十七八歳以上のとのハ皆文武比官職を奉し其俸
給を收め特殊の爵位を守り別母各大館を建設し之れ母住
を其武官母在ふとのと大中將或ハ傳令使エィアカンの類文官尊るとの
と各宰相輔官比類れ

貴族イフレンと稱をふとの甚だ多ふれとて未だ其數を詳ら母せざ記
者比憶度を以て視ふ母蓋し其數少ふくとて一百名母下とて
と云

皇族貴族並母其子女母至ふ迄政府とて毎年僅々乃俸祿を賦
與し又殆んと封建比制母於ふが如く貴族中世襲の食邑封土

を領するものあり是皆賣奴を使役し耕耘をふせしむ然れ
とも其土地ハ各自ノ家産トシテ全く之を私有するふとを許
さず若し王に需めあれば價を要せず速く母之を返附せ
るを法とす

政體法律

暹羅全國の政權ハ悉く國王母在る所謂君主專制乃最甚一
レ此のあり而して方今第二王ハ只外國の條約母署名を雖と
も實際母於て之勢を國務母關せず徒ら母尊號と虚位とを擁
するのみ

全國内を分ち五十八州となし一州毎母令或ハ權令を置之之
を管轄せしむ此令等ハ皆盤谷の政府より命する所此のあり
と其他「マライ」州郡乃中母亦屬地とすもの少ありを而

しと老樞ラオス各地母於る六七州ハ暹羅の附庸とあはる僅々乃朝
貢をふせものあり此老樞各地ハ酋長ハ皆封冊を暹王母受る
と云然れとも只暹國の守護を受るのみ母一其州内に於る
ハ全く王位母均しく統御乃權を有すと云

三名ハ辨務大臣を置之以て行政ハ事務を掌せしむあむ曰く
軍務卿是れ即ち第一の宰相母一之而して海陸軍の事を宰し
且西南方各州ハ事務を總裁を曰く北部の都督是れ即ち内務
卿乃如きもの母北方内地の事務を總裁し専ら内地人民の
風俗等を監する所此のなり曰く外務卿是れ外國交際及ハ
中外商船並母通商の事務を裁し且南東方内地ハ事務母宰
と其他三名の大臣此れ母次ぐものあり行政の事務を分轄
せ曰く農務卿曰く審判大司曰く盤谷府乃知事あり當今其人

名爵名如左

一 軍務卿

チヨオ、フヒヤ、スラオンセ、ウエー、ワドシ、ダイ、

一 北部都督

サニユア、プラ、グラホム、
チヨオ、フヒヤ、ブトラアラブエー、ダイ、サニユテ、
ナヨオーク、

一 外務卿

チヨオ、フヒヤ、ハニウオンセ、マハア、ヨサ、
シンバダイ、ダイ、プラ、グラシ、

一 農務卿

チヨオー、プラヤ、ボラン、テフ、

一 盤谷府知事

チヨオ、フヒヤ、ヤムラジト、

一 審判大司

ファイヤ、チャレウン、ラジヤミトリ

此他皇族一人其名を「ファイヤ、ラジバク」云ふもの王宮中金庫
乃會計を管するものあり然れども以上母掲載する各省長官
の如き權力あるものとれし
國王ハ無限に權力を有し新法を制定し新税を課し歳入を
收め之を費をふと總て其欲る所母從ひ全國乃土地ハ尺寸を

人民の私有とふを許さず夫れ今内地人民乃有する地券は
如きものありとも其實ハ借地は類母し若し一朝國王ハ需
めあれバ其價を要せざし其地を王母歸するを法とせ然れ
ども其借地母年限をふく又相當に價を收り他人母讓傳を
ふとを得

昔時服從せし東捕寨白希緬甸カンボウヤ、ヒク、ヒルマ共母各州人等乃子孫ハ必ら母

一箇年間三箇月ハ給料を要せざし國王ハ使役母供せざん

バあるるりとも若し其役を免んとせば之れ母代母壹箇月

六「チツコル」貨幣比名即ち洋銀乃比例を以て其金を出をふとを

要を且縱令ひ其人種母あふるとも全國乃人民彼此の差別

なく若し國王ハ需めあれハ百事を廢し其役母供せざるを

得る此故母國王ハ全國人民ハ生殺與奪の權を有するは主母

しる法制ハ國法母非らず即ち王比法制あり元と本國の通商
品、錫、象牙、蘇木、比類等をも近年母至る迄多くハ國王乃み之
を專賣し人民乃賣買を許さざりし漸く外國人と條約をふ
せしむる遂母其古俗を廢し更母今王母至る大母弊風を改め
ありと云

今王即位の初め英領印度地方並母伯帶比亞^{ベータ}地母巡回し歐風
乃政體文物を目撃しその後一千八百七十四年第五月新令を出
あり新母内閣乃參議官^{カンシラ、オブ、ズライ}を設る此議官ハ國王比撰を以て貴
族中より俊才卓識の徒を舉る此員母充て其職務ハ國事母
於る國王を輔佐し其意を贊成し又其利害を考查論議をふ
とを掌る

新法を設立せんとし或ハ國比大事ありとなハ國王より先だ

其議を參議母下し其可否得失を議せしめ各員を以て自由母
其意を吐露し衆說之を可とせば即ち之を議あり遂母施行し
若し又衆之を不可とせば其議を止め且王母向る其不可ざる
の所謂を辨論せしめ或ハ議員比中二人以上不可とをふるの
ありバ他人母關せず直ち母之を國王母告る又ハ建議書を王
母呈し若し王比商量母適されば之を衆會母出し再び協議せ
しめ衆唯諾せば即ち之を施行す○二人以上比議官協議し
新議を起ざんとせば書を作て其旨意を王母呈を然し若し
其旨國王の意母協へば即ち之を施行をるふとを得○夫れ一
季會議比時を終ると雖も議案の未だ論定せざるのあり
バ去る各之を熟考し次季比會議母於る各員各其論說書を攜
へ來り之を王母呈し其取捨を乞ふ然し王ハ其輿論乃可と

ざるものを採り一名此大臣母命し法令布告の按ぎ草せしめ
尙ふれを會議母於て一讀せしめ各議官の聽聞を經少も誤謬
ありと各員の認めあれば即ち暹羅政府此大印を鈴し之を
法令とふを賜り○此會議ハ每週一度宛之を開き歳出入或ハ
課税此事を始め總て國事を議定する立法會あり而して王を
以て會議の統領となし當時總員十二名あり皆相當此給料を
授く

又英語母譯して「プレビカンシユル」と稱する官名あり是内閣秘
書と云ふるをこの母に諸皇族又ハ貴族此中より撰舉し
て此員母充て其職務ハ國王乃爲め百事を監察し王此視るを
さふとを視王此聞り考ふを聞且萬端母注目注意し國の
利害を考へ之を國王母告も以て參議公會此前國王乃參考母

充てるを職とて此故母此職員ハ全く王乃耳目母して而して
暗母參議會を補助を素とて只百件を建言するのみ母して之
を議定するの權なく若し一事國益と思ふ事あれば之を王母
告も參議會此議を經て之を施行する母至る而して若し國王
乃召命あれば幾員母も王命母從ひ集會し下問を待て何
事母も眞誠母建白するを要す○此職員ハ定限なく王意母
依て時々之を増減を而して各員此職母就くとたハ必ず忠誠
を以て其職を奉せんと乃盟誓をふを例とす 此盟を佛家
乃法なり
歐人此說母暹羅母ハ古來民法刑法等律例の美ふるものある
由へ若し之を適宜母施行せば實母人民此幸福なるものと雖
も憐むべき哉審判此途ハ錯雜を極め審判司ハ専ら賄賂を容
れ百件此訟庭母於るや賄賂の多寡に依て其利を得るを常と

を○盤谷府の知事並母權知事乃審院を以て都府比第一等刑法審院となし其他各種乃民法審院あほる百般乃訟件を判理す是れ皆王城郭内母建設しる而して各宰相之を管理するなり
又故王比新置せし外國人訴訟裁判所と云へるはのあり是外國人より暹羅人母係る訟件を審判す
暹羅母在る歐米人ハ各其國領事館法制乃下に在る暹羅國法の管轄を受るるあり東洋一般比風母於るり如し但し支那人ハ此限母あほるる國法を以て管せしれ又歸化するありを許せり
其他高位乃皇族ハ皆審判比權を持し各自乃邸内母小審院を設く蓋し自己比養ふ所の賣奴を糺彈するをめぬるるし

審判司ハ全權を以て百般比訟件を判理し之を裁斷するありを得然れとて時として尙裁し難き重大の件ハ之を王比親裁母附するあり○内地各州比審院ハ各州令並母權令之を管すれとて通常と生殺の權を有せず然れとて特別乃事故あほる王より其權を附與せしるると然ハ此限母あほる
凡そ審判司ハ其補助官を置き以て瑣細の訟件を判理せしむ
○審判司の審院母在るや公堂比一隅母筵席を設る其上母三角形乃几を置ひて而して審判司ハ跪坐して其身を斜母傾け其几母倚り審判に従事するを常とす而して其兩傍母各種の原告人一時母集り來り訟狀を捧ぐる故公堂實母雜沓喧嘩を極め或ハ原被比告人相語り或ハ告人審司と互母尋常乃會話をあほると屢あり或ハ時として具狀其審司比意母適せき

れば之を叱りて再び其訟を聴らざる母至る

陪審參坐乃如きものなく只多少此證人を出して諸獄を斷ず其證人ハ先は梵寺母至り釋迦偶像の前母於て盟誓をなせむ其誓文比略母曰く今某の獄を斷せらる爲め某其證人となせし公堂母出之眞正母其事實を述る證と一は神聖ふり釋迦佛の前に誓ひ吾れ必ず賄賂を納れず又偏僻奸佞を行はず只眞正を旨とせらるし若し吾偽詐を言ハ今我り誓ふ所比三體乃神聖我身を罰せらるるとも怨ふし云々ハ誓く謹言して而して神水を其身母濯ぐ等佛家乃禮式を行ひ後審院母出るを得るなり

斷獄母ハ證人を聚る乃外更母拷問比法を用ひ罪人若し伏罪せざるは先は鞭答せらるふと數九十尙伏せざれば數日比

休息を與へて而して又答はふと九十如此せらること三回母し未名伏罪せざるものハ之を全く無罪と認めず赦免を賜ふ又其他拷問比方法甚苛酷を極めざるものあり假令ハ尖竹を以て指頭を刺すの類實母野蠻比風俗言母忍びざるものあり是れ其痛苦耐へかたなり故母遂母冤罪に陥ふもの多しと云凡そ人を殺害し或ハ叛逆をなし或ハ強盜比類ハ之を死刑母處す其刑方ハ通常先は罪人比首母竹製の械を附し材上母坐せしめ泥土を以て其耳を塞ぎ紙片又ハ麻布の類を以て其目を掩ひ其刑戮母着く前既母其精神を昏迷せしめ而して一聲乃信號に應じ獄卒太刀を振り來り跳り而して斬首せし云○又杖罪答罪ハ類多し籐杖を以て罪人を答す其罪の輕重母依り鞭答乃多寡あれども一鞭每母獄卒大聲喝して之を鞭

多當人遂母佃圃一其面を地母投つ母至乎洋人此地母ある
之の屢此管刑を目撃し暹羅政府を指し藤杖政府といふ蓋
其意暗母壓制比甚し記を云ふ

爵位並母賣奴

暹羅皇族貴族の爵位を分ち七等とし其階級左の如し

- 第一 ソムデット、チヨオー、フィヤ、
皇族母限り此爵を有するなり
- 第二 チヨオー、フィヤ、
此以下乃爵を皆貴族なり
- 第三 フィヤ、
- 第四 プラー、
- 第五 ルウーアン、
- 第六 クウーン、
- 第七 ムーン、

右に爵位を保ちをる全國乃平民ハ多く賣奴母一各皇貴族
母属する所乃之のふり然しる政府と之の需めおれハ其主人
よ之を差出し其役母供せあむ素より其賣奴乃管轄ハ各主
人の權内母在る而し之奴僕の所爲ハ其主人乃責任あるるし
奴ハ齡十五歳以上力役母供するを法とし各人其居住せ各
州に鯨刺局母至り腕母其主人乃名氏並母力役の種類を鯨刺
しめ以て其區別を明瞭にす但し其鯨刺左腕右腕の別あり是
れ其主人乃位階母依り其等を定るなりと云
記號を鯨刺せり賣奴中終身政府の力役母當るものあり或ハ
又時限を定め毎月十五日間ハ政府の役に當り十五日間ハ各
生活に努め去り自業を營むものあり或ハ又一箇年母三箇月
乃至六箇月政府に役母當るものあり但し不時に政府と之の

徴役あるハ此限母あらず而一之其終身役母當ふとのハ有名
無實乃給俸を受る其他ハ素々で無給母一之若し避遠北地母
使役をふるとハ各奴已り臥具と食糧とを攜へる四方に奔
走せざるを得る○刑律母ハ亦黥刺北刑あはる終身懲役母當
ふとのハ面部母記號を印し御象王の駕す乃秣を刈らあむと
云

凡そ奴僕等を一之政府乃力役を免れあめんとせば各主人よ
り奴一人母付一箇年還貨壹「チツコル」半即洋銀九十を政府母
出し其役を償ふふとを得此故母貴族中母之年々斯る償金を
出し之許多北賣奴を養ひ已れハ用母供するとの少りす
賣奴北子女ハ又賣奴あるを通法とし而し之偶々賣奴母あ
るを自在母妻子を賣り又自身を鬻ぐふとあり

他人より金財を借り返辨期限乃至るを其債主母利子を納
むる代り母已れ自ら其債主の家母從事し之力役に供するの
の比々とし之あり或ハ負債北辨償ふり之が急め其身又
ハ妻子を其債主母販ぐとの多し
公許乃博奕館母之博し負債北金額相鬻り之を消却するの道
あり先だ其子女を販ぎ遂母妻より已れの身母および一家舉
る奴隸とふるを乃枚舉母暇あらずと云
今王斯る賣奴の陋習弊俗を憂へ之を廢せんと大臣母謀り
良法を施さんとせしが一朝忽焉と一之之を廢せば貴族乃産
を破るの少なうを往年米國北南部母於るの覆轍をあれ
ば深く之を熟考し一法を設け賣奴乃價を定め一千八百七
十五年以後母生ると所乃このハ其價幾何と算し齡九歳母至

ふ迄ハ年々其價を増し十歳後ハ年々其價を減し遂母二十一歳比齡母至れハ全く價無きものとふして蓋此法施行の後ハ漸次賣奴ハ數減消終母廢絶母至る良法ふれとハ其實際の功德成否ハ未だ其如何を知らず

宗門

宗旨ハ佛道母ヲ國中至處寺院多く僧徒羣を爲し其員十萬余あり肉食せを妻帯せず最高位の僧を「サンカライト」と稱せ是れ國王母因テ撰擧せらるゝもの母と常母王宮内母住居し宗法母とハ其權王威に亞き諸寺「ワット」諸塔「パゴダ」を統轄せ而し多些ハ國政母關せらるふとれし
通常の僧ハ之を「プライイ」と稱し六等母分は皆寺院乃傍母大庵を作て多く同居し黄色の褌と黄色の袈裟を懸る黃銅の鉢

を携へ毎日早朝母出テ市街を巡り毎戸勸化し或ハ米或ハ錢或ハ煙草何品を問てその人の興ふるものを受る鉢内母納め既母一ある其鉢盈はれハ則寺母歸り自分乃用母供し其所餘ハ他人母惠投を國民の僧徒母給與を金高年々二千五百萬弗母至るとハふ僧徒ハ冠婚葬祭其他の儀式母ハ必之母臨みテ經文を誦し説法を爲す衆庶之を尊敬し政府は之母租税を課せず兵役を賦せテ又貴族の爲め母驅役せしむるふとふし暹羅乃男子ハ幼年のハ必一寺ハ寺院母入り僧徒とふるを法とて其入寺の時限長短一なるを最短ともの三箇月とて其期終れば已り家母歸り職業を營むあり當今の王は即位の後一をひ入院し僧徒とありし由

政府別母耶蘇教の禁令を掲げを方今盤谷中耶蘇宗乃教堂數

字あり英佛米其他の傳教師國中母住するもの數十人母下ら
ず而して國人乃改化する者甚妙し

言語

暹羅語ハ印度支那語比一種母しる交趾支那語と類を同ふし
能く老樹語並母東捕葉語母似き文字ハ梵字より一轉し來
るも一種の佛字母一其「いろは」ハ數四十八母しる内母
十二字子音三十六字あり之を綴りて言語を作るなり其一例
音を擧ぐる母水を「ナム」といひ母を「メ」といふ「メナム」河名
といハ本流又ハ大河といふ意あり又口を「パク」と云「パクナム」出上
といハ河口の義なり之を書く法ハ左より起り右母横行し恰も
西洋ノ書法と一轍なり其音調ハ結尾高く揚る支那音に近
し經文書籍等ハ唯黒紙比折手本の如きもの母白壁乃石筆を

以て白字を書かざるものあり但し近來母至りてハ日用ハ交通
杯も西洋紙西洋筆を用ひるなり

元來國の歴史並母印刊ハ法もあらずしが前代比王の頃之を
編集し刊行するものとを創めたり

學校

國內學校と稱するもの絶えあし但幼年の兒童七八歳の頃
より寺院母入て僧徒乃弟子となり朝母ハ師僧と共母市中を
勸化し午後寺院母歸りて手習讀書を修行を然れとも其所學ハ
多く佛經母止る切要の學科に入事少し又女子ハ寺院母
て修行ハがまを以て自宅母之を教育する故母婦人母て
字を書き書を読みとの甚稀あり但し國人中文字を解するもの
の女子母五分の一男子にて五分ハ四なりと云ふ説あり

暹羅國母未だ新聞紙をみよを但政府の布告等を聚めし
雜誌を毎週國語を以て刊行す米國傳教使從來屢英語新聞を
企し毎々政府の爲母禁示され其業を達せざる能はず今連綿
毎日刊行せらるるに獨り「デイレ、アドウエルチサル」と稱する一小
片母を唯港内船の出入潮汐比時刻等を報知せざるのみ
近來王宮内母學校を設る米國の傳教師を雇ひ幼年乃皇族男
女とを英學を教育せり而しる貴族乃子息とを入學せざる
とを許せり方今貴族の子弟母を英語を解する人數輩あれと
を皆英國母留學せし徒なり

工藝

暹羅の工藝技術母至るに復觀ふべきものふし唯小舟を造り
陶器乃粗ふる者を燒き皮を熟し粗野乃樂器を作るのみ婦人

を亦紡織母拙にして絹綿ありといへども極めず粗品なり

歳出歳入

歳入は内地比地租を以て最とふし其他尙各種の租税ありこ
と左の如し

一借地租

内地比人民は政府より土地を借り耕作をせざるを許
し又其借地を他人母賣傳せざるを得平常は殆ど私有
地比權理あれども只王より之の需めあれば何時母を之
を返附せざるを得ず 政體の部を照らす 而して其借地人をしる

歲比豊凶母關せず又土地乃沃瘠に係らざる其土地二十「フ
アーゾム」元暹尺を以て計るをれとを外人の便なるを 即我四
百坪母 四「方」
當 每母年々貳拾貳「セント」
元暹貨を以て計るをれとを外人に
便ふるため母墨銀の「セント」母

算一室を
出さしむ
るあり

一 果實を産する樹木の税

椰子、芭蕉、檳榔、林檎「マングスタ」樹等總て果實を産するの樹を所有するもの母に歳比豊凶母關せず一木毎母年若干乃税額を課す但し其金額ハ樹木比種類母依る頗る多寡あり假令ば「マングスタ」乃如く人乃所需多れものハ税額も亦許多ありと云
租税の部母 尙詳なり

一 支那人分頭税

歸化並母當時寄留せる支那人一人毎母年々洋銀貳弗五拾錢を課す其他の歸化人並母土人母ハ斯る頭税なし

一 市店税

政府建築の舗店を借り日々商賣をふるものハ其家賃の

外商税と一母年々家賃乃十二分の一を納む

一 漁税

漁舟並母網とて若干の税を徵課す但し舟網乃大小母依て税額多寡あり
租税の部 母詳なり

其他海關税なるものあり凡品物比差別なく輸入税ハ百分の三と定め輸出税ハ物品母依る頗る多少あり蓋其多れもの七百分乃二十母に至るもふ其詳細ハ海關輸出表並母港則等母載せり

内地比租税並に輸出輸入税の收入等悉く之を王宮の金庫へ收め王命を以て時々之を出せとも其出入比簿書母乏しく又之を公告するものとを嫌ふが故中外乃人民得る全國乃歳出入全計を知るとのふいと云

或る歐人乃説母暹羅の人民母課を以て租税ハ其程則頗る苛重母似き若し之を悉く王庫母收むるのふれば蓋し暹羅王ハ世界中第一乃富ふるに之母反し王の未だ富めるを聞らず此れ疑を容るへきの一事をふふべしと
夫れ官吏に給俸ハ甚だ僅少母一々一千八百六十年刊行「パンコク、カレンドル」と云米人ハ著述を閱する母第一等宰相の年俸僅母九百六十弗とあり是れ官吏母供給を以て金額乃至大ふるを以て其低額母至るハ年俸僅母拾四弗四拾錢乃至のあり然る母外務卿或ハ軍務卿に如き起居奢侈を極めしハ何を以て其費額母充はべたり蓋元來巨萬に富を有する人母あらざんハ斯る職位母あるふと能くをるし
内地各州の令並母其属員母至る多クハ貴顯權門に親戚

朋友母一々而しる皆盛大乃居宅母住を然れと王と給與を以て所に給俸ハ實母僅少母一々殆ど無給に近し恐くハ別母管下ハ人民母課徴する乃金額あり或ハ其職掌母依る一種乃利益あるべし收税の法ハ一州毎母其則を異母し一定に法あり一が一千八百七十三年第六月新母特令を下し更母其規矩を立るゑ其令略を茲に掲ぐ

元來收税に法各州差異ありが由へ其弊害不少依る新母法則を考定し我が信任する處乃皇族「ソムデット、チヨオフア、コハ、マラア、グロム、コン、バムラ、パラ、パクス」人名を以て租税頭母任じ此新法を履行せしめんと其法則左の如し
一租税收入に計算を掌る官更ハ會計宮内母於る一局を設る午前第十時母出頭し午後第四時に至るまで各務

母從事を爲し

一凡そ租税ハ一年ノ全額を十二母平分し其一分を毎月不怠收税官トテ會計局母納むべし但し閏月あるトテハ之を十三分をるを例トす而して若し農夫其定規比租税を納るふとあるまじき月あるトモ收税官敢て之れを強ひず暫時自金を操替る以る會計局母差出をべし

一收税比會計母於て若し疑問乃起るるとテハ其旨を計算吏の長官母告る且官務母與る商民等に詢て而して後各部乃收税官母令し其疑按を糾し時宜母依るハ其收税官を免し或ハ其保證人トテ約する處の金額を償はしむるふとあるるし

一新母收税官を命をふとテハ某月某日收税官の撰舉ある

べき旨を會計局乃門扉母張り出し以て其職母當らんと欲するものを募り而して暹羅人又ハ支那人母も收税官希望比輩ハ各上申書を作し收税の事務を掌とるが爲め母幾許乃保證金を出さべく又其徴收し得るさの税額幾許ふらんとの豫算をなし其金員ハ必らず擔當しる納收をべしと乃旨を述ふるし

一凡そ收税官母そのハ至當比保證人を出さべし保證人ハ收税官の掌する所乃税額を辨償し得るさの力ある母非されバ至當と爲しりて此故母假令其保證人の姓名を出さとも會計比長官母於て之を甘心せざるにハ必ず許可をべりしず

一某月某日右收税官撰舉比日母至る各員トテ出せし所の

上申書を長官母出し長官一々之を披閱し會計官各員の
會議母於て書中母豫算せし金額最多をのを撰舉を且
從來乃稅額幾許あり今其増減幾許ありと普告をべし而
して若し其各員豫算此金額從來の稅額母充むをれば其
増額を募るも妨ふく且保證金を亦少なき時ハ之を募る
ふと三四回母及び其金額最多をのを舉ぐるし

一以上母掲載するが如く收稅官を募り希望人此來會せし
時母於て當時在職せる收稅官並母會計此官吏連坐しる
希望人を檢査し縱令巨額を出さんと約せしと尙其職
母堪ゆべき乎並に又相當乃資本金を所有する者ふるや
否を監察し若し當人些を資本なれとのハ其會母與ふ
ことを許さず而しる實母當人此其職任母堪ゆべきと認む

母於てハ當人をしる一此書面を作らしめ誠實母幾許
の稅額を徵收せんと乃旨を詳記し之れ母簽名鈐印を
せしめ然して會計の吏員ハ其徵收するを租稅此定額と
新進乃收稅官より出せば保證此金額とを合計し之を
十二分一閏年ハ而しる新收稅官より先だ其三箇月分
乃金額を徵收を其他尙保證人を出さしめ以て其稅額の
全りふんふとを要むるあり

一以上此手段を了りて後七日を経て收稅官の職母任せ
しめ徵稅乃權を附與し若し期月を過ぎ稅額乃收入しが
當れものあるときハ收稅官をしる日を期し之を償ふ
め而しる其期日より七日を過ぐるも亦之を辨せざる
と會計官母於て嘗て收入せし所乃保證金の内より一

箇月分即三分の一を引去り以て其税額の欠を補ふるも然し第二回收税比期母及ひ亦收税官之を怠るとは又其保證金より一箇月分を引去り其欠額母充てて而して會計官より收税官更易比旨を布告し更母新進の徒を募るゑし而して其保證金の殘額三分の一母し而して即ち二箇月分税額暫く之を藏し一箇月比後新任乃收税官奉職のとな母當を全く之を沒收し以て税額を完ふべき

一收税官能く其職掌を盡し第九回即第九月比收税母至るまゝ一之を怠らざる會計官母送致せしもの第十十一月十二回即第十十一月比收税を別母之を會計官母納めず會計官へ當人の保證金を三分の一箇月毎母其一分を引去り之を官庫母收め税金の代とふ

一政府母於て内地各州乃産物木材果油の類等を需むるとは收税官より之を差出し適當比代價を受領するも一會計乃官吏を租税收入の計簿二冊を作り一之を局中母藏し一之を租税頭母呈し何時母之を王より租税頭に歳入乃顧問あれば之を詳細母答ふる母便なりむ右比新令を按ずる母收税官へ別母給俸を要せず所謂租税の請負をふし其餘殘を以て已り利とふを以て○令中計簿の方法をあれば内地より歳入計額を明瞭なるべき理ふれども未も其計額の幾許を詳母知るをなし蓋其方法今實際母施行し能わざるも或は人民を以て歳出入比計を知らむるを欲せざるも我未だ其實如何んを知らざるも海關税母於るも亦然

地稅

田地方二十尋母付 一箇年 墨銀貳拾貳セント五
家作地ハ無稅

果樹稅

第一 檳榔樹

高き三尋乃至四尋のモ乃 壹本母付

墨銀壹セント貳五三七五 (壹「フワーイン」ハ百分の百
三十八あり壹「フワーイン」ハ

高き五尋乃至六尋のモ乃 墨銀七セント五母當る
壹本母付

墨銀壹セント貳 (前同斷八百分の百貳拾八あり

高き七尋乃至八尋のモ乃 壹本母付

墨銀壹セント壹〇六二五 (前同斷八百分の百拾八あり

高き母拘りを結果始め一新木 壹本母付

墨銀壹セント貳 (前同斷八百分の百貳拾八あり

高き拾九インチ半以上の樹母一を未だ結果せざるモ乃

壹本母付

墨銀零セント四六八七五 (前同斷八百分の五拾あり

第二 椰子樹

高き拾九インチ半以上の樹 三本母付

墨銀拾五セント

第三 シリー蔓

高き九拾七インチ半以上の樹 壹本母付

墨銀壹セント八七五 (前同斷八百分の貳百あり

第四 マンゴイ樹

地上五拾八インチ半の高き母於て周圍拾八インチ半の

を乃及び右以上の樹

壹本母付

墨銀七セント五

第五 マプラン樹

マンゴー樹税母同し

第六 シュリエン樹

地上五拾八インチ半の高を母於て周圍拾八インチ半の
を乃及び右以上の樹

壹本母付

墨銀六拾セント

第七 マンゴスチイン樹

地上貳拾九インチ貳分五厘の高を母於て周圍九インチ
貳分五厘の樹

壹本母付

墨銀七セント五

第八 ランサツト樹

マンゴスチイン樹税母同し

以上八種此樹耕作地中母培植を母於て毎年前載乃定税を
課を且此の税額を記あき證書を持主母附與を此の證書ハ
國王一世毎母實地を檢査しる更正を云ふ故母一旦證書附
與の後老木此枯れ亦ハ新木を植ふとも證書面此定税を増減
せる事なし

右税金點檢料としる墨銀六拾「セント」毎母零「セント」五六貳
五を課を

右定税の外證書附與せし耕作地此區毎母墨銀三拾「セント」
の謝金を借地主より收税官母出せしむ

第一 ラレンジ樹

上等
の部

ソムキラワン

ソムプラグーバン

ソムチパロット

ソムカラ

ソムラー

右上等の部ハ土際母於テ周圍四インチ八七五のモ乃及
ひ右以上の樹 拾本母付

墨銀拾五セント

其他のフレンジ樹ハ土際母於テ周圍四インチ八七五の
モ乃及ひ右以上の樹 拾三本母付

墨銀拾五セント

第二 シヤック果樹

地上三拾九インチの高を母於テ周圍貳拾七インチ七分
五厘のモ乃及ひ右以上の樹 拾五本母付

墨銀拾五セント

第三 麴果樹

シヤック果樹税母同シ

第四 マフワイ樹

地上三拾九インチの高を母於テ周圍拾八インチ半のモ
乃及ひ右以上の樹 拾貳本母付

墨銀拾五セント

第五 ギウバ樹

地上九インチ七分五厘の高を母於テ周圍九インチ貳分
五厘のモ乃及ひ右以上の樹 拾貳本母付

墨銀拾五セント

第六 サトシ樹

地上三拾九インチの高を母於る周圍貳拾七インチ七分五厘のを比及び右以上の樹 五本母付

墨銀拾五セント

第七 レングマン樹

地上三拾九インチの高を母於る周圍拾八インチ半のを乃及び右以上の樹 五本母付

墨銀拾五セント

第八 パインアップル樹

樹の大小を論せざ

千本母付

墨銀貳拾貳セント五

以上八種の果樹ハ毎年實地検査の上前載比定税を課せ

第一 マングース樹

壹本母付

墨銀七セント五

第二 タマリンド樹

二本母付

墨銀七セント五

第三 果荔枝樹

貳拾本母付

墨銀七セント五

第四 芭蕉

五拾根母付

墨銀七セント五

第五 シリー蔓 杭母纏ふらの

拾貳蔓母付

墨銀七セント五

第六 胡椒蔓

拾貳蔓母付

墨銀七セント五

以上六種ハ培植の地母不拘毎年實地検査乃上前載の定税を

課を

年毎母培養を果樹ハ果物收納乃期母至マテ壹「ライ」暹羅語
毎母墨銀貳拾貳「セント」五の地税を課せ且借地證書を有セ
ル耕作地ハ區毎母墨銀五拾貳「セント」五の謝金を借地主ト
シ收税官母出せしむ

耕作地外母年々培養せる果樹を植ル時ハ收納の期母至マテ
壹「ライ」毎母墨銀貳拾貳「セント」五の地税を課せ尤培植せ
ルハ及マテ一畝地税を課せる事ナシ

商店税

壹箇年壹商店借料の拾貳分の一

支那人分頭税

暹羅國母居留乃支那人ハ男女を論せセ三箇年毎母壹人墨銀

二弗二拾五「セント」の分頭税を課せ

此分頭税ハ政府直チ母之れを徴收せる母非チ其徴收を
期母至れば人民中母若クハ金額を以テ分頭税徴收權を
政府トシ引受 譬ヘバ居留乃支那人を百萬人と見積ルハ總金額墨銀二百二拾五萬弗を其引受人より政府ヘ上納セ 而シ

テ其引受人ハ我附屬地とのを一畝各地母派出せ一め分頭税
徴收所を開キ其地方母居留セル支那人を一々自ラ徴收所母
至テ定額比分頭税を納めしむ 實地調査の上最前見積リ人口母過
不足あり隨テ金額の高低あるハ政府
母之ハ之母關セズ管引受人一
已乃損益に關するのみナシ

若シ又期年母收税を脱せるハのあリ他日發露セハ捕縛の上
分頭ハ勿論外母若干の罰金を課せ

然れトモ暹羅國母於テ出生乃支那人ハ國人ト同一ク年母三
箇月間役使せるを以テ分頭税を課せず

漁税

引網

一箇年墨銀拾二弗

壹張母付

投網

一箇年墨銀二弗五拾セント

壹張母付

釣針

一箇年墨銀七セント五

壹本母付

漁船

一箇年墨銀七弗二拾セント

壹艘母付

ホイグレン類歟を拾ふとの

壹人母付

一箇年墨銀六拾セント

プラトール魚を賣ふとの

賣捌高乃十三分の一

河岸母在る浮家へ後方比地面主母一箇年墨銀壹弗二拾「セント」の庇料を拂ふ

○

今暫く一千八百七十四年刊行「マルチン」氏比「ステイトメンズ、イーヤブック」譯しを各國年鑑と云 母因に暹羅比歳入概計を左母掲を以て参考母備ふ

一 支那人分頭税並母諸罰金及び免役税等

英貨二百五拾萬ポンド

一 地租

同 二拾八萬七千ポンド

一 果實を産する樹木税

同 六萬五千ポンド

一 胡椒税

同 五萬ポンド

一 酒料並母博奕税

同 五萬七千ポンド

一海關稅

同 三萬三千ポンド

計英貨二百九拾九萬二千ポンド

此洋銀凡一千四百九拾五萬弗

其他各種此地理書中母一千五百萬「ドルラル」と記載せるものあり我未だ何れり是ふ事を知らず
歳出此計額を亦之を知るありとあり又参考母備ふべき各書中母之を掲るゑるものなり
暹羅乃國法博奕館を公許し館主母頗る權力を委し年々館主と巨額の稅を收む當今其計凡そ二拾八萬「ドルラル」ありと云

海陸軍

別母陸軍常備兵あるものなり年々國中此男子二十一歳以上

の者を徵集し四箇月間兵役母充て交代しる王城並母府内を警衛せしむ其兵員凡三千人ありと云ふ
海軍と稱せへる大艦なり前年ハ支那形母擬せし兵船數多ありと云れども近年ハ全く之を廢し方今小軍艦「ゴンボート」七隻を有る是れ唯海岸の哨船母を戰爭母用せべき程乃堅牢の者母ありと云ふ○水夫火焚等母ハ多く「マラーイ」人種を用ふ

曆

暹羅國宗教の年代を佛乃死せり年を紀元とし西洋千八百七十五年五月満月の日母至る二千四百十八年と云ふ
尋常用ゆる所此年代ハ暹羅國名譽の王「フラルーンア」の定めし所母一紀元と云ふ西洋千八百七十五年三月廿七日母至る千二百三十六年となす

曆ハ大陰曆を用ひ年母十干及び十二支鼠、牛、虎、兔、龍、蛇、馬、
 羊、猿、鶏、犬、猪、の別あり本年を三百五十四日とし毎年二四六
 八十二の六箇月ハ各日數三十日母一之を大の月となし
 一三五七九十一の六箇月ハ各日數二十九日母一之を小の
 月とふを一月を分る上弦下弦と爲す則各月一日より十五日
 までを上弦と一十六日より廿九日或ハ三十日までを下弦と
 する
 一年の日數三百五十四日ありと然ハ大陽曆母比をれば一箇
 年間母十一日を欠く故母之れを盈す爲母二箇年或ハ三箇年
 毎母日數三十日の閏月を置く然れとも十九年母一之猶三日
 の不足あり之を補ふ母ハ間々七月母日數一日を増さふとあ
 りと云

一晝夜を二十四時とし之れを平分し一晝を十二時とし一
 夜を十二時とせ且午前六時より午後六時迄を「ワシ」晝と云と
 云ひ午後六時より午前六時迄を「グシ」夜と云と云ふ又午前
 六時より正午十二時迄を「ピラチヨウ」と稱し正午十二時と
 午後六時迄を「ピラバイ」と稱す又晝の時を「モン」と呼ひ
 夜乃時を「トーム」と呼ぶ又午前九時を「サムモンチヨウ」と稱し
 午後の三時を「サムモンバイ」と稱す夜ハ夕六時より朝六時迄
 一二三と數へる十二時とせ此十二時を四分一なる四箇の番時
 とす故母三時合し一番時を爲す此一番時を「エーム」と言
 ふ

六十ウイチ、チース(壹ウイチ、チー)ハ一ナチ(壹分)なり
ス則壹沙時
 六十チーハ一パート(六分)なり

十パート (六拾分時) は
 十パート (同上) は
 十二モン (晝の十時) は
 十二トーム (夜の十時) は
 二十九或ハ三十ウアン及クン (二十九或ハ三十晝及夜) は
 十二或ハ十三ツアン (十二或ハ十三ヶ月) は
 十ピー (十ヶ年) は
 暹羅國母於之ハ一周間の各日各名あり則日曜日を第一日といふ土曜日を第七日といふ然れとハ周と稱さべし語ふし

一モン (晝の時母付) なり
 一トーム (夜の時母付) なり
 一ウアン (晝) ○なり
 一クン (夜) なり
 一ツアン (月) なり
 一ピー (年) なり
 一ソック (一時運の名母) なり
 (之則十年を云ふ)

第一日 大陽日 (日曜日)
 第二日 大陰日 (月曜日)
 第三日 火星日 (火曜日)

第四日 水星日 (水曜日)
 第五日 木星日 (木曜日)
 第六日 金星日 (金曜日)
 第七日 土星日 (土曜日)

年中一二の兩月を除き三月まで十二月まで第三第四第五第六乃順次を以て各月を呼ぶと左の如し但「ジュアン」ハ月乃義なり

正月 ジュアン、エイ
 二月 ジュアン、イー
 第三月 ジュアン、サム
 第四月 ジュアン、シー
 第五月 ジュアン、ハー

第六月	ジュアン、ホック
第七月	ジュアン、チユト
第八月	ジュアン、パット
第九月	ジュアン、コラ
第十月	ジュアン、シツプ
第十一月	ジュアン、シベット
第十二月	ジュアン、ジブソン

貨幣

暹羅國貨幣の本位ハ「チカル」一名母一之「チカル」の量「トロイ」量の貳百三拾三と三分壹乃至貳百三十六凡お至内純銀平均九百零五と四分の一お至此銀貨を英の二「シルリング」六「ペンス」と同價母を墨銀六十「セント」母換るべし然る母其形二

種あて一ハ日本古小玉銀の形母數し一ハ凡我が新貨五拾錢乃大きあり小玉狀の「チカル」銀貨ハ一箇母を二陪三陪並母四陪乃お至亦同狀母一ある「チカル」の二分一四分一分一更母十六分の一なるを乃お至但一二陪以上の「チカル」並母壹「チカル」以下乃小玉銀貨ハ常母鑄造少きが故母世上に流通をふふと甚だ稀母一ある而して現今專通用をるハ平圓の一「チカル」あり

亦「サルン」及び「フアーン」と稱をる小銀貨二種あて其形平圓母一を小なり亦其量目等ハ都て「チカル」母准ず
「ソニアイ」常母「ファイ」と云ふと名をくふ一種の小銅貨あて則ち四「ファイ」を以て壹「フアーン」母同じきをのとき
「アット」及び「ロツト」と云ふ二種の錫鉛合製乃小貨あて則ち

二「アット」を以て「ファイ」母代を二「ロット」を以て「アット」母換ふ

往時些少の貨幣ハ「カウライ」一名と稱する貝を流通せり此貝を亞細亞、亞非利加中の諸所母於る小貨母代用せる所の也乃母一を諸人の熟知せる所なり暹羅國母於る此貝二百十九或ハ二百二十を英乃一「ペンス」と同價とせり然れとも近來銅鉛二種此小貨を鑄造せるふとを始めし故母「カウライ」の名のみ残りて實物の流通をふこと歟

貨幣表

二十ピア	一名カは	一カー母同じ	(墨銀零セント一八七五母當る)
二カー半は	ウライ	一ロット母同じ	(墨銀零セント四六八七五母當る)
二ロットは		一アット母同じ	(墨銀零セント九三七五母當る)

二アットは		一ファイ母同じ	(墨銀一セント八七五母當る)
四ファイは		一フィン母同じ	(墨銀七セント五母當る)
二フアーンは		一サルン母同じ	(墨銀十セント母當る)
四サルンは		一チカル	(墨銀六十セント母當る)
四チカル	一名は	一タムソン母同じ	(墨銀二弗四十セント母當る)
二十タムルンは	バット	一カッチー母同じ	(墨銀四十八弗母當る)
五十カツチーは		一ハップ母同じ	(墨銀二千四百弗母當る)
百ハップは		一フアラ母同じ	(墨銀二十四萬弗母當る)

在暹の支那人數種の陶片を製造し博奕場母於る之れを小貨母代用を而して此陶片今ハ市中母流通する商法此便をなせり
金貨を稀母鑄造せるふとありと云ふ併し世上母流通をふを

見ず

暹羅國母の金坑ありと未だ銀坑を發見せず故母前條の銀貨の悉く外國より銀塊或の銀貨を輸入し之を改鑄せと云在暹の支那人乃暹羅國比貨幣を區別するふと下表の如し但壹分ハ墨銀一「セント」五母當る

- 一チカルは 四十分母同じ
- 一サルンは 十分母同じ
- 一フアーンは 五分母同じ

度量

尋常暹羅尺度ハ其本位を「ニールウ」と稱せ一指比厚而し其以上各種比名稱あり即ち左母掲ぐ

- 十二ニールウを以て 一カフプとあす

二カフプを以て

一サウクとあす

四サウクを以て

一ワールとあす

二十ワールを以て

一セんとあす

四百センを以て

一ヨートとあす

右一「サウク」ハ英尺十九半「インチ」母當り一「ワール」ハ七十
八「インチ」母當り一「セン」ハ百三十三「フート」一「ヨート」ハ

英比九里零七母當るあり

乾量ハ「カナシ」貝を計算せ「サツト」一籃と「ダアン」一水桶と「クウ
ドライメンツル」云ふ義「クウ」云ふ義

「イーシ」一車と乃四種あり而し其計算階級左比如し

- 二十五カナシを以て 一サツトとあす
- 八十サツトを以て 一クウイーシとあす

以上の籃を以て計るとれ母用ふ

二十カナンを以て

一タアンとふす

一百タアンを以て

一クウィーンとふす

以上の水桶を以て計ふとた母用ふ

右暹羅古來此度量ふれども内地各州母於て大母其異同あり假令其名稱を均せるとも或は長或は短必ず一定の尺秤なし又方今中外貿易上母多く用ゆる所此量尺を左母掲載す

「カレイ」即暹羅此「カツテイ」支那此「ニカツテイ」母當る

「ピクル」五十「カツテイ」を以て一「ピクル」とありて而して英

比百三十三「ポント」「アポイル」シユボイス」母當る

「ベーツ」少量の稱

四ベーツを以て

一チイールとふす 英斤一ポンド
三分の一

二十チイールを以て

一カツテイとふす

暹羅紀略下

通商

此國北内外通商ハ頗る盛母一る上母舉し米、砂糖、木材の外密、象牙、鹿角、牛角等迄之を盤谷母聚下し之を支那安南哇瓜新嘉坡並母英領印度英國台衆國等母輸出を就中支那と乃交易最昌母一を以前ハ唯支那風の商船 年々三百隻のみを用ひしが近年母至りてハ西洋形此蒸氣船風帆船 此國母於て西洋形の船を創造せしハ千八百三十五年母在り 大小合一る六十艘余ありて之を諸方母出し互市母供て歐洲米國母輸出せるとのハ米、砂糖、胡椒、「ゴム」、象牙、獸角、獸皮等ありて而して輸入品ハ晒金巾、麻布、更紗、木綿、傘、鐵具、銅具、陶器、硝器、刃物、火器等あり但し近年輸出入物品は多寡ハ別長母詳なり宜く之を参照をべし

暹羅國と隣國北交趾東捕案等と交際を始めし昔時母在り
されども歐人と條約を成しあるハ一千八百二十二年大英東
印度商社と結びしを以て嚆矢とを夫れより年を逐て結盟せ
しと比左の如し

大英東印度商社第一約

一千八百二十二年第六月英人「ジョ
オン、クロオホルド」名之を結成す

一千八百二十八年「リベレンドキウツラフ」氏耶蘇教乃師と
し初て茲母來れり之より次て來りしもの多し

大英東印度商社第二約

一千八百二十五年英人「カピテイン、
ブウ子」名之を結成す

北亞米利加合衆國第一條約

一千八百二十三年第三月合衆國公使
「イ、ロベルツ」名之を結成す

一千八百五十年大英公使「サアー、ジエームスブルツク」名來

て新條約を結ばんとせしが事不成りて歸帆せり

大英國條約

一千八百五十五年第四月大英公使「サ
アー、ジョオン、ボーリン」名之を結成す

右の本條約ハ一千八百五十六年大英領事「ハーレ、パアク
ス」攜へ來り之を交換せり

北米合衆國條約

一千八百五十六年第三月合衆國公使
「タウンセント、ハリス」名之を結成す

一千八百五十六年大英並母合衆國乃領事館を此地母置
る

此際瑞典那威との條約を結へりと云

佛蘭國條約

一千八百五十六年第八月佛國公使
「モンチクニイー」名之を結成す

此際丁抹國の條約結成せりと云

一千八百五十七年第七月暹羅使節英國母發せり

一千八百五十七年佛國領事館を置る

葡萄牙國條約

一千八百五十九年第一月葡國公使
瑪港國司「モンドコ」人名之を結成す

和蘭國條約

一千八百六十年第十二月和蘭公使
「ドルカア、グユルチス」人名之を結成す

一千八百六十一年第三月暹羅使節佛蘭西母發遣せり

李滬生及獨乙聯邦條約

一千八百六十二年第二月李國公使「コ
ント、ウーレンボーク」人名之を結成す

佛蘭西酒料貿易約

一千八百六十五年第五月佛蘭西領事
「オ、バレイ」人名之を結成す

一千八百六十七年第一月英國測量師「パツク」氏其國命
を奉り暹羅緬甸乃疆界を測量せり

一千八百六十七年第一月「フ、ヤ、スリイウオン、ウイヤワツト」
人暹羅公使と一之法京巴里母發遣せり蓋し博覽會此爲
ふる

大英屬地緬甸國界之條約

一千八百六十八年
第六月鈴印結定す

澳太利國條約

一千八百六十九年第五月澳國公使「パ
ロン、アントニイ、ペツ」人名之を結成す

是班牙國條約

一千八百七十年第二月是國公使
「バヨツト」人名之を結成す

伊太利國條約

一千八百七十年第十二月伊國公使
「カロオー、ラクシヤ」人名之を結成す

一千八百七十一年第三月暹羅王陛下自ら小軍艦「レーゼ
ント」號母乘し新嘉坡並母「バタヒヤ」地名巡回し出帆

しる第四月歸國せられり

一千八百七十一年第六月貴族の少年を歐呂巴母送り留學せしむ

一千八百七十一年第十二月暹羅王陛下自ら東印度地方を巡航せんとし出帆し新嘉坡、彼南、蘭港、格兒格多、孟買、及び錫蘭の各地を巡歴し、次年第三月歸國せられり

一千八百七十二二年第二月英國北嶺山師「トワイト」氏を雇ひ暹羅乃「カピン」金山を測量せしむ

一千八百七十四年第一月暹羅乃使節英領東印度母發せり是暹羅北地北貿易を開らんとして新母定約を結び且英領緬甸との經界を正あふせんと欲するがためなり然し其定約全く結成す

一千八百七十五年第一月第一王と第二王と北間母隙あり第二王走り英國乃領事館母至り其身の保護を求めぬ

一千八百七十五年第二月英領新嘉坡北國司「ヘノレイクラーグ」氏並母「アドミラルライダ」氏軍艦を以て來り第一王と第二王乃間を和解せり

一千八百七十年第三月英人「ベートマン」氏より暹羅日誌と云へる英文北新聞紙記者母送る書中母曰く暹羅と支那と乃實際を昔時「ウチヤ」地名母都せし頃既母支那乃商船屢ば雜貨を輸入し此時暹人初め絹帛、黃銅、白銅類を視得たり頃くあはる暹王より使節を支那母派出し支那皇帝と親睦友誼を結び兩國北貿易を開らんことを請めぬれば當時北支那皇

帝蓋一清朝の初めなるし之を好んで和約を結成し暹支互
市乃爲母廣東港を開き而一暹船を屢其港母行ひて貿易
を盛ん母せしが追次支那政府母於て其輸入税を課せり
甚だ苛重とありて暹産比利を失ふと甚劣多し之母由て暹
王深く之を憂ひ新母二艘の大船を製造し巨多比暹産百物
を載せ及び盛美なる贈物を齎し更母一人の公使を發遣し書
を支那帝母送て以て其輸入税を薄ふせんかと乞ひ且年々
幾許の暹産を皇帝母贈さんと約せり但し此贈物の決しる買
聘母非し而て唯入税比薄うんと云ふと乞ふる爲なるを
○右二艘大船比廣東母來りや廣東省の總督より直ち母書を
北京母送て暹使乃來意を告げり母皇帝之を好し暹使を迎へ
て北京母入らしめ謁見を免し母此れを其例母依り年々

暹王使節を支那母送て皇帝母贈物をあし之と同時に多くの
暹産を輸入し無税を以て之を賣卻し大母利を得たり而て支
那皇帝も亦多少の貨物を暹使母托して暹王母贈れり○後久
く斯る通信を絶ち暹使も支那に發せざりしが嘗て福建省
の總督より一官吏を暹羅母送て支那政府軍艦製造の歩め盤
谷府母於て木材を買ふとを要め且曰く支暹の間久く通信
相絶定例の贈物を皇帝母來りて其故を知らず請ふ復舊
交を修めんと之母由て暹王の福建の總督母依り書を支那政
府母送て更に暹使を發し天津を経り入京せんかとを請へり
是廣東路の屢ば盜難比阻碍あるがゆへ之を避んと欲せしな
り然る母支那政府の暹使乃來りて許せざる路を天津母取る
ふとを許さず此故母暹王も亦敢て使節を送らざる○曩母王の

商務に關するものとを廢せしむ故愈支那母使を送る等此事も其益も亦れハ全く通信を絶せし然る母近年暹羅乃商船支那乃貿易母從事するもの少ありしに依る今歐米諸國母於るが如く支那と比交をなし條約おを結ばんと欲し暹使を發し路を天津母取て北京母送りんと要せし然れとも支那政府母於るハ斯る舉動を好まず條約の結成を難らしんとし事也へ暹政府ハ方今暹王と支那帝と乃交際母就るを暫く束手せし然る母頃貴社新聞紙母北支那新聞比抄出を掲る暹羅ハ交趾、朝鮮、琉球等の如く支那母朝貢をふせしものなるが茲母十八年其朝貢を怠れしと記せし是甚だ不可解の説母し之即以上母辨白せし事跡を以て考れば豈支那母朝貢するの國と云ふべからんやと

産物輸出品斤量表

西洋千八百五十七年と同年千八百七十二年迄十五箇年平均壹箇年分

第一	米	壹億六千六百五拾壹萬貳千五百斤餘
第二	蘇木	九百貳拾四萬五千斤餘
第三	砂糖	千百貳拾七萬七千五百斤餘
第四	胡椒	貳百〇貳萬九千五百斤餘
第五	皮類	九拾萬六千貳百斤餘
第六	獸角類	貳拾三萬斤餘
第七	胡麻	貳百四拾八萬貳千九百斤餘
第八	阿蘇	拾四萬三千九百斤餘
第九	籾米	百七拾八萬八千六百斤餘
第十	生糸	六萬九千九百斤餘
第十一	錫	三拾壹萬九千四百斤餘

- 第十二 生封蠟 五拾三萬四千九百斤餘
- 第十三 豌豆 百五拾貳萬八千百斤餘
- 第十四 麻 貳拾六萬三千五百斤餘
- 第十五 蓮實 九萬斤餘
- 第十六 象牙 九千斤
- 第十七 沈香 三百三拾萬五百斤餘
- 第十八 藍 四萬三千七百斤餘
- 第十九 チーキ板 百三萬千三百斤
- 第廿 モツスル一種の乾魚 百三拾三萬斤
- 第廿一 鹽魚 千七百貳萬千斤
- 第廿二 マンヅルーフ樹皮 三拾八萬貳千五百斤
- 第廿三 蜜蠟 壹萬四千百斤餘

- 第廿四 繰棉 四拾五萬千六百斤餘
- 第廿五 實棉 三拾壹萬二千斤餘
- 第廿六 藤黃 貳萬六百斤餘
- 第廿七 鼈甲 九千五百斤餘

産物比元價及諸經費明細表

玄米 百斤

價 廉あるとたひ 墨銀七拾五セント
高たるとさひ 墨銀壹弗五拾セント

但輸出税及俵代人足賃共

河口碇泊の本船母輸送をるとたひ解賃

百斤母付墨銀六セント

貨幣點檢料總金額乃千分比壹

仲買口錢ハ元價及諸經費共總金額乃百分の五

砂糖 百斤

價 廉あるとたひ 墨銀貳弗四拾セント
高たるとさひ 墨銀七弗貳拾セント

輸出無税

荷造運送船積等比諸入費百斤母付墨銀四セント五

蘇木 百斤

價 廉あるとたひ 墨銀九拾セント
高たるとさひ 墨銀壹弗八拾セント

輸出税百斤母付墨銀三拾七セント五

運送諸入費百斤母付墨銀拾五セント

貨幣點檢料及仲買口錢共前同斷

胡椒 百斤

價 廉あるとたひ 墨銀四弗八拾セント
高たるとさひ 墨銀七弗八拾セント

輸出無税

運送諸入費百斤母付墨銀四セント五

俵代壹箇母付墨銀拾六セント

河口碇泊比本船母輸送をふとたへ解賃

百斤母付墨銀八セント

貨幣點檢料及仲買口錢共前同斷

胡麻

壹コヨ 凡我千八百斤母當

價 廉ふるとたへ 墨銀三拾九弗
高たるとさへ 墨銀五拾七弗

輸出無稅

荷造運送賃船積等比入費

壹コヨ 母付墨銀九拾セント

用意俵代壹箇母付墨銀七セント貳

河口碇泊乃本船母輸送をふとたへ解賃

壹コヨ 母付墨銀壹弗二拾六セント

貨幣點檢料及仲買口錢共前同斷

千一キ角材 壹ヨ一ク 二尺四寸角長
三丈八尺四寸

價 廉ふるとたへ 墨銀五弗四拾セント
高たるとさへ 墨銀七弗貳拾セント

輸出無稅

運送諸入費壹角材母付墨銀九拾セント
(壹ヨ一ク母付凡三拾貳セント母當る)

貨幣點檢料及仲買口錢共前同斷

生封蠟 百斤

價 廉ふるとたへ 墨銀七弗貳拾セント
高たるとさへ 墨銀拾貳弗

輸出稅百斤母付墨銀七拾五セント

凡七拾五斤入乃箱壹箇代墨銀七拾五セント

運送諸入費百斤母付墨銀拾五セント

荷造用紙釘代百斤母付墨銀拾七セント
貨幣點檢料及仲買口錢共前同斷

ベンジャミン 百斤

價 廉ふるところ 墨銀貳拾四弗
高れところ 墨銀九拾弗

輸出税百斤母付墨銀貳弗四拾七セント

凡九拾四斤入乃箱壹箇代墨銀七拾五セント

荷造用紙釘代百斤母付墨銀拾七セント

運送諸入費百斤母付墨銀拾五セント

貨幣點檢料及仲買口錢共前同斷

棉

百斤

價 廉ふるところ 墨銀拾貳弗
高れところ 墨銀拾八弗

輸出無税

荷造入費百斤母付墨銀七拾五セント
運送入費百斤母付墨銀拾五セント

貨幣點檢料及仲買口錢共前同斷

水牛皮 百斤

價 廉ふるところ 墨銀六弗
高れところ 墨銀拾弗貳拾七セント

輸出税百斤母付墨銀六拾七セント

荷造運送諸入費百斤母付墨銀貳拾貳七セント五

貨幣點檢料及仲買口錢共前同斷

水牛角 百斤

價 廉ふるところ 墨銀六弗
高れところ 墨銀拾弗貳拾七セント

輸出税百斤母付墨銀拾五セント

荷造運送諸入費百斤母付墨銀拾五セント

貨幣點檢料及仲買口錢共前同斷

西洋千八百七十一年第一月「チーキウッド」此價

右木材半圓比太き壹尺七寸五分以下の者墨銀壹弗八拾「セント」と至貳弗四拾「セント」迄

右太き乃材と之と至大なるものと取交せ各價を墨銀四弗貳拾セント

半圓比太き三尺貳寸母一を長さ貳丈四尺乃材

代墨銀壹弗八拾セント

全太き三尺六寸母一を長さ貳丈四尺乃材

代墨銀貳弗四拾セント

全太き四尺母一を長さ貳丈四尺乃材

代墨銀三弗

全太き四尺四寸母一を長さ貳丈四尺乃材

代墨銀三弗六拾セント

全太き四尺八寸母一を長さ貳丈四尺乃材

代墨銀四弗二拾セント

全太き五尺貳寸母一を長さ二丈四尺乃材

代墨銀四弗八拾セント

全太き五尺六寸母一を長さ貳丈四尺乃材

代墨銀五弗四拾セント

全太き六尺母一を長さ貳丈四尺乃材

代墨銀六弗

全太き六尺四寸母一を長さ二丈四尺乃材

代墨銀六弗六拾セント

全太き三尺貳寸母一を長さ三丈貳尺乃材

代墨銀貳弗四拾セント

全太き三尺六寸母一を長さ三丈貳尺乃材

代墨銀三弗六拾セント

全太き四尺母一を長さ三丈貳尺乃材

代墨銀四弗八拾セント

全太き四尺四寸母一を長さ三丈貳尺乃材

代墨銀六弗

全太き四尺八寸母一を長さ三丈貳尺乃材

代墨銀七弗貳拾セント

全太き五尺貳寸母一を長さ三丈貳尺乃材

代墨銀八弗四拾セント

全太き五尺六寸母一を長さ三丈貳尺乃材

代墨銀拾弗八拾セント

全太き六尺母一を長さ三丈貳尺乃材

代墨銀拾三弗貳拾セント

全太き六尺四寸母一を長さ三丈貳尺乃材

代墨銀拾五弗六拾セント

全太き三尺貳寸母一を長さ四丈乃材

代墨銀三弗六拾セント

全太き三尺六寸母一を長さ四丈乃材

代墨銀四弗八拾セント

全太き四尺母一を長さ四丈乃材

代墨銀六弗

全太き四尺四寸母一之長さ四丈八尺乃材

代墨銀七弗貳拾セント

全太き四尺八寸母一之長さ四丈八尺乃材

代墨銀九弗六拾セント

全太き五尺貳寸母一之長さ四丈八尺乃材

代墨銀拾貳弗

全太き五尺六寸母一之長さ四丈八尺乃材

代墨銀拾四弗四拾セント

全太き六尺母一之長さ四丈八尺乃材

代墨銀拾八弗四拾セント

全太き三尺貳寸母一之長さ四丈八尺乃材

代墨銀四弗八拾セント

全太き三尺六寸母一之長さ四丈八尺乃材

代墨銀六弗六拾セント

全太き四尺母一之長さ四丈八尺乃材

代墨銀八弗四拾セント

全太き四尺四寸母一之長さ四丈八尺乃材

代墨銀拾弗八拾セント

全太き四尺八寸母一之長さ四丈八尺乃材

代墨銀拾三弗貳拾セント

全太き五尺貳寸母一之長さ四丈八尺乃材

代墨銀拾五弗六拾セント

全太き五尺六寸母一之長さ四丈八尺乃材

代墨銀拾八弗

全太き六尺母一を長さ四丈八尺乃材

代墨銀貳拾貳弗四拾セント

全太き三尺貳寸母一を長さ五丈六尺乃材

代墨銀七弗貳拾セント

全太き三尺六寸母一を長さ五丈六尺乃材

代墨銀九弗六拾セント

全太き四尺母一を長さ五丈六尺乃材

代墨銀拾貳弗

全太き四尺四寸母一を長さ五丈六尺乃材

代墨銀拾四弗四拾セント

全太き四尺八寸母一を長さ五丈六尺乃材

代墨銀拾六弗八拾セント

全太き五尺貳寸母一を長さ五丈六尺乃材

代墨銀拾九弗貳拾セント

全太き五尺六寸母一を長さ五丈六尺乃材

代墨銀貳拾壹弗六拾セント

全太き六尺母一を長さ五丈六尺乃材

代墨銀貳拾四弗

全太き三尺貳寸母一を長さ六丈四尺乃材

代墨銀八弗四拾セント

全太き三尺六寸母一を長さ六丈四尺乃材

代墨銀拾貳弗

全太き四尺母一を長さ六丈四尺乃材

代墨銀拾四弗四拾セント

全太き四尺四寸母一之長さ六丈四尺乃材

代墨銀拾六弗八拾セント

全太き四尺八寸母一之長さ六丈四尺乃材

代墨銀拾九弗貳拾セント

全太き五尺貳寸母一之長さ六丈四尺乃材

代墨銀貳拾壹弗六拾セント

全太き五尺六寸母一之長さ六丈四尺乃材

代墨銀貳拾四弗

全太き六尺母一之長さ六丈四尺乃材

代墨銀貳拾六弗四拾セント

全太き三尺貳寸母一之長さ七丈貳尺乃材

代墨銀拾弗貳拾セント

全太き三尺六寸母一之長さ七丈貳尺乃材

代墨銀拾三弗貳拾セント

全太き四尺母一之長さ七丈貳尺乃材

代墨銀拾八弗

全太き四尺四寸母一之長さ七丈貳尺乃材

代墨銀貳拾貳弗八拾セント

全太き四尺四寸母一之長さ七丈貳尺乃材

代墨銀貳拾八弗八拾セント

全太き五尺貳寸母一之長さ七丈貳尺乃材

代墨銀三拾三弗六拾セント

全太き五尺六寸母一之長さ七丈貳尺乃材

代墨銀三拾七弗貳拾セント

全太き六尺母一之長さ七丈貳尺乃材
 代墨銀四拾貳弗

暹羅國輸出物品税目

第一	象牙	百斤母付	墨銀六弗
第二	藤黄	全	三弗六拾セント
第三	犀角	全	三拾弗
第四	上 カルタミムス	全	八弗四拾セント
第五	下 全	全	三弗六拾セント
第六	乾モウスル貝	全	六拾セント
第七	カランテ 塘鵝羽莖	全	壹弗貳拾セント
第八	乾檳榔子	全	六拾セント
第九	クラッチーウッド (材木の 名)	全	三拾セント
第十	白沙魚鱗	全	三弗六拾セント
第十一	黒全	全	壹弗八拾セント

第十二	ルツボラボーラル實	百斤母付	墨銀七拾五セント
第十三	孔雀尾	百箇母付	全 六弗
第十四	水牛骨及牝牛骨	百斤母付	全 四セント五
第十五	犀皮	全	全 三拾セント
第十六	皮屑 <small>ハイドロコチナゲス</small>	全	全 拾五セント
第十七	鼈甲	全	全 六拾セント
第十八	軟鼈甲	全	全 六拾セント
第十九	乾海嶽	全	全 壹弗六拾セント
第二十	魚胃	全	全 壹弗六拾セント
第二十一	燕窠	代價或ハ現品比貳割	
第二十二	翡翠	百箇母付	墨銀三弗六拾セント
第二十三	カツチ <small>ゴムの類皮を柔 シ薬用等母用也</small>	百斤母付	全 三拾セント

第二十四	馬錢子	百斤母付	墨銀三拾セント
第二十五	ポングタライ實	全	全 三拾セント
第二十六	ベンシヤミン	全	全 貳弗四拾セント
第二十七	アングレイ樹皮	全	全 貳弗四拾セント
第二十八	エジラウード	全	全 壹弗貳拾セント
第二十九	鱧皮	全	全 壹弗八拾セント
第三十	鹿角	全	全 拾五セント
第三十一	鹿茸	代價或ハ現品の壹割	
第三十二	上等鹿皮	百箇母付	墨銀四弗八拾セント
第三十三	下等鹿皮	全	全 壹弗六拾セント
第三十四	鹿筋	百斤母付	全 貳弗四拾セント
第三十五	水牛皮及牝牛皮	全	全 六拾セント

第三十六	象骨	百斤母付	墨銀六拾セント
第三十七	虎骨	全	三弗
第三十八	水牛角	全	拾五セント
第三十九	象皮	全	拾五セント
第四十	虎皮	壹枚母付	拾五セント
第四十一	アルマジロ甲	百斤母付	貳弗四拾セント
第四十二	生封蠟	全	七拾五セント
第四十三	麻	全	九拾セント
第四十四	乾魚	全	九拾セント
第四十五	全 シラヤリット	全	六拾セント
第四十六	蘇木	全	三拾七セント五
第四十七	鹽漬肉	全	壹弗貳拾セント

第四十八	マングルーフ樹皮	百斤母付	墨銀拾五セント
第四十九	沈香	全	三拾セント
第五十	烏木	全	七拾五セント
第五十一	米	壹コヨシ 我貳千貳百 斤母當る	全 貳弗四拾セント
以上			
内地母於之已母定税を課し海外輸出比と別母海關税を賦せざるものあり其物品即左乃如し			
第一	白砂糖	百斤母付	墨銀三拾セント
第二	赤砂糖	全	拾五セント
第三	棉	代價或ハ現品比壹割	
第四	胡椒	百斤母付	墨銀六拾セント
第五	鹽魚	壹萬箇母付	全 六拾セント

第六	蠶豆及豌豆	代價或ハ現品の拾貳分ノ壹
第七	小乾海老	全
第八	胡麻	全
第九	生糸	全
第十	蜜蠟	全
第十一	獸脂	十五分の壹
第十二	鹽	百斤母付 墨銀六拾セント
		我貳千五百斤母當ル
第十三	煙草	千把母付 全 九拾セント
以上		

輸出品代價表

西洋千八百六十九年	墨銀五百九拾五萬八千百弗
同 千八百七十年	墨銀六百六拾三萬四千四百三拾九弗
同 千八百七十一年	墨銀五百九拾五萬貳千六百三拾九弗
同 千八百七十二年	墨銀六百六拾八萬四千三百九拾弗
同 千八百七十三年	不詳
同 千八百七十四年	不詳

西洋千八百七十四年輸入品及代價表
凡輸入物品ハ其位價三分の税を課ス

- 第一 晒金巾 拾三萬三千貳百七拾九反
代墨銀貳拾七萬五千〇五拾貳弗
- 第二 生金巾 八萬六千八百九拾八反
代墨銀拾七萬四千六百三拾三弗
- 第三 紋金巾 貳萬九千七百四拾三反
代墨銀五萬六千五百九拾貳弗
- 第四 色金巾 拾四萬千三百六拾七反
代墨銀拾八萬六千六百九拾九弗
- 第五 土耳其の赤羅紗 壹萬千三百七拾五反
代墨銀壹萬五千三百五拾八弗

- 第六 長尺羅紗 千貳百七拾反
代墨銀四千百貳拾貳弗
- 第七 麻布 千九拾四反
代墨銀四千八百九拾弗
- 第八 更紗 壹萬九千五百五拾七反
代墨銀貳萬五百三拾三弗
- 第九 シヤコ子ト及モスリ 四千七百四拾反
代墨銀五千〇三拾貳弗
- 第十 マダポルラム 壹萬三百五拾六反
代墨銀壹萬三千五百三拾四弗
- 第十一 寒冷紗 壹萬千四百拾五反
代墨銀壹萬五百四拾九弗

第十二

雜布類

拾貳萬八千七百九反

第十三

毛織物

貳千八百七拾八反

第十四

帆木綿

千四百四拾ハルツ

第十五

肩掛布

五萬貳千六百三拾六コルゲス

第十六

赤毛絲

五百三拾六梱

第十七

白毛絲

九百五拾九梱

代墨銀七萬五千百三拾四弗

代墨銀四萬五千百五拾壹弗

代墨銀五拾六萬九千七百八拾六弗

第十八

色毛糸

七百〇九梱

第十九

鐵器

千四百六拾九梱

第二十

土器

代墨銀五萬〇百三拾四弗

第二十一

陶器

代墨銀四萬七千八百七拾五弗

第二十二

黃銅器
及銅器

代墨銀五萬五百六弗
千三百六拾四梱

第二十三

銅板

代墨銀拾萬四千百貳拾九弗
九萬七千四百斤

代墨銀貳萬四千五百八拾五弗

第廿四

硝子器

三千三百八拾貳箱

代墨銀四萬九千三百三拾弗

第廿五

銀器

三拾四箱

代墨銀壹萬七千三百五弗

第廿六

鐵

九拾萬九千六百斤

代墨銀貳萬九千九百七拾壹弗

第廿七

鋼

貳千貳百拾桶

代墨銀七千七百七拾三弗

第廿八

諸機械

八百貳拾六捆

代墨銀拾萬四千九百九拾五弗

第廿九

金銀雜貨

六拾五包

代墨銀三萬九千三百拾弗

第三十

船具

四千九百〇九捆

代墨銀三萬九千七百七拾八弗

第三十一

玩物

代墨銀九萬六千七百九拾弗

第三十二

雜貨

代墨銀拾萬七千百拾八弗

第三十三

金絲

百七拾六箱

代墨銀五千六百貳拾八弗

第三十四

絹絲

百貳拾九箱

代墨銀貳萬三千五百六拾五弗

第三十五

棉絲

三百貳拾貳箱

代墨銀九千九百七拾弗

第三十六

絹布類

壹萬九千九百貳拾反

代墨銀拾貳萬〇九百九拾六弗

第三十七

縮緬

七百拾五反

代墨銀六萬八千八百八拾六弗

第三十八

絹肩掛布

貳萬九千〇六拾八反

代墨銀拾萬五千三百八拾七弗

第三十九

絹股衣

七千〇三拾四箇

代墨銀壹萬四千六百〇四弗

第四十

鴉片

七百四拾貳箱

代墨銀四拾三萬貳千四百三拾弗

第四十一

石炭

七百拾四噸

代墨銀七千六百八弗

第四十二

木炭

八千六百〇四捆

代墨銀五千貳百三拾七弗

第四十三

粗布囊

貳萬貳千三百捆

代墨銀千九百九拾四弗

第四十四

敷物

四拾貳萬七千九百八拾九捆

代墨銀五萬七百四拾壹弗

第四十五

席蓆

貳百貳萬千四拾五箇

代墨銀四萬四千三百九拾六弗

第四十六

フツヤグラツカ

貳千〇六拾壹箱

代墨銀壹萬八千百拾四弗

第四十七

茶

八千貳百三拾九箱

代墨銀三萬六千百三拾三弗

第四十八

シヨスペーパー 四千四百六拾七梱

第四十九

代墨銀貳萬八千五百五拾七弗
線香 七千八百八拾箱

第五十

代墨銀貳萬貳千八百拾四弗
金紙 千貳百拾四箱

第五十一

代墨銀七千百三拾九弗
紙 五千六百六拾四梱

第五十二

代墨銀壹萬七千三百五拾九弗
銃 八百貳拾五カルゲン

第五十三

代墨銀壹萬九千貳百八拾貳弗
藥種 八百六拾八梱

代墨銀貳萬六千貳百五拾四弗

第五十四

傘 千四百拾五梱

第五十五

代墨銀壹萬九千三百弗
鹽蒜 貳拾四萬〇四百四拾九瓶

第五十六

代墨銀四萬三千貳百六拾九弗
金箔 貳拾七梱

第五十七

代墨銀拾貳萬七千五百九拾三弗
素麵 貳千貳百〇四梱

第五十八

代墨銀壹萬七千九百三拾六弗
葉煙草 千七百三拾六箱

第五十九

代墨銀貳萬三千四百六拾六弗
卷煙草 拾五箱

代墨銀貳千三弗

第六十

粉類

八千貳百〇壹俵

第六十一

果實類

五百四拾貳捆

第六十二

野菜類

千貳百貳拾七捆

第六十三

衣函

貳萬九千九百貳拾四箇

第六十四

瓦

七拾五萬貳千〇六拾壹箇

第六十五

乾麵包

三百四拾五箱

代墨銀七千拾貳弗

代墨銀壹萬貳千五百五拾三弗

代墨銀千七百七拾七弗

代墨銀八千七百六拾貳弗

代墨銀壹萬九千八拾六弗

代墨銀八千六百六拾八弗

第六十六

附木

千七百貳拾四箱

代墨銀四萬六千九百貳拾九弗

第六十七

蠟燭

貳千九百拾壹箱

代墨銀六千七百貳拾八弗

第六十八

刃物類

四百五拾壹捆

代墨銀壹萬三千六百五拾六弗

第六十九

鉛

壹萬九千百斤

代墨銀千六百八拾四弗

第七十

錫

貳拾六萬五千九百斤

代墨銀四萬八千貳百拾三弗

第七十一

酒類

四萬三千九百七拾八箱

代墨銀拾萬八百貳拾四弗

第七十二

糖蜜

千三百四拾四桶

代墨銀貳千七百九弗

第七十三

燈油

八拾五萬九千三百斤

代墨銀五萬九千九百七拾貳弗

第七十四

石腦油

七拾九萬三千五百斤

代墨銀貳萬六千拾九弗

第七十五

檳榔子

百九拾八萬七千斤

代墨銀四萬三千三百拾六弗

第七十六

蜜蠟

七萬四千百斤

代墨銀貳萬八千百三弗

第七十七

生糸

壹萬四千四百斤

代墨銀貳萬六千貳百弗

第七十八

棗類

三拾萬九千九百斤

代墨銀五千八百七拾六弗

第七十九

靴

三百五拾八足

代墨銀壹萬六千四百八拾三弗

第八十

帽子

百七拾九箱

代墨銀壹萬千八百三弗

第八十一

香水

七百三拾九箱

代墨銀千三百九拾九弗

第八十二

巴里製物品

三拾九捆

代墨銀壹萬三百五拾八弗

第八十三

朱

三拾壹捆

代墨銀貳千三百三拾九弗

第八十四 貨幣 四拾五捆

代墨銀七萬九千五百弗

第八十五 歐羅巴製物品

代墨銀貳拾八萬三千百拾六弗

第八十六 雜品

代墨銀六萬三千五百拾弗

合墨銀四百六拾貳萬七千八百五拾三弗

但し輸入此武器及び阿片ハ私の賣買を許さず

内外商船入出港表

西洋千八百七十年

入港 三百八拾七艘 拾五萬九千貳百八拾噸

出港 四百四艘 拾七萬九百六拾五噸

同 千八百七十一年

入港 三百六拾八艘 拾壹萬三千七百拾四噸

出港 三百三拾貳艘 拾貳萬六千三百四拾五噸

同 千八百七十二年

入港 六百四拾艘 拾三萬貳千四百拾六噸

出港 三百貳拾艘 拾三萬四千六百五拾貳噸

輸入品代價表

西洋千八百六十九年	墨銀三百四拾萬八千七拾貳弗
同 千八百七十年	墨銀四百七拾四萬六千九百三拾三弗
同 千八百七十一年	墨銀五百五拾萬九千四百六拾壹弗
同 千八百七十二年	墨銀三百五拾八萬六千三百六弗
同 千八百七十三年	不詳
同 千八百七十四年	墨銀四百六拾貳萬七千八百五拾三弗

備外國人

許多比歐米人を使用し各種事務を掌らむ未だ其人員を詳母せざれども其職務比最なるものハ槩略左乃如し

- 一 盤谷港長
- 一 稅關監長
- 一 軍艦並母諸船船長及士官
- 一 會計局比主簿
- 一 外務乃書記
- 一 皇族學校教師
- 一 通辨官
- 一 練兵教師
- 一 歐學教師

右歐米人乃給俸ハ其居位母依之同じりざれども自國官員母比これバ甚々厚記之のみ第一等比給ハ一箇月洋銀五百元其以下ハ一箇月三百元と最モ低記之四拾八元母至る一千八百三十年比頃迄ハ甚だ歐米人を嫌疑せし王「ソムテ」ト「プラ、ナン、クオ」乃代母至り試母西洋風乃帆船を製し王並母權門貴族比商務を辨し學り夫と母始之其便益を發明し

土人比中稍英敏乃輩ハ歐人母就テ航海の術を學ビ經緯比測量を爲さむのありしを未だ實際に用を辨る母足らず依テ漸次歐米人を使用し船長となせし而して先代の王母おとび王乃商務母從事をふみとを止め今王即位比後外國人使用の法を改め更母政府使役の制度を定め大母人員を増加せし然し今盤谷比港長「カピテイン、ジョオン、ブシ」人の如記を久しく暹羅政府母奉仕し貴重比位爵を得ぬ

港内規律

第一條

入港比船舶ハ「バクナム」「ミナム」河見張所前母投錨し船中檢査を受く可き爲め其船長より自分の姓名船名仕出場乃港名乗組人員及び積荷比品種を其官員母報告をるし若し船中母銃器彈藥を有せば是れを官員母附與し預を置くるし
出港比船舶ハ内外船乃別ふ内國乃船ハ其船長歐米人なる者を云ふ港長母報告し税關母於て出港免狀を受くべし併し支那國或は「マホメット」宗國乃船舶ハ各自の慣習母仍し左右外務兩局中母於て港掛し役員母報告し出港免狀を願受くべし
出港乃船舶「バクナム」見張所母着せば出港免狀を其官員母差出し其官員故障ふたとさハ出港を許さるし

出入港乃船舶「パクナム」見張所前母於之投錨せず航過し條約母違犯をふと記ハ條約面母仍更八百「チカル」洋銀四百乃罰金を課せらるし

船舶内地各港母出入をふふとあふば其河口見張所前母投錨し其官員母報告し條約面母基記都ぞ其指揮母従ふべし

第二條

河中母入津せし船舶を甲板上高き三尋比所母日没より日出迄燈明を掲げ置くべし船舶府内の河母着せば直母港長母報告し其指揮を受も其碇泊所を極むべし但し船碇泊せる母を二錨を投し一ハ滿潮比爲め母一ハ干潮の爲め母をべし港長乃許可ふく碇泊所を漫更母變るふとを禁ず各違犯比者ハ罰金を課せらるし

第三條

船舶河岸際母接近し碇泊し各渠乃口或ハ船體廻動し之浮家母衝突せべき場所母碇泊をふふとを禁ず但し何れ比船を河の中流母碇泊し一線中にあるるし河岸際ハ小船通航乃妨碍をふそが爲め船舶を河隄母繫くふとを禁ず

第四條

船舶互母衝突し船を損害し謬更更人命を失ひ所有物を損傷し或ハ没却せしふとあふ港長母報告をべし港長ハ事實を糺し或裁判官母申告をるし出入港比船舶破損し河中母沈没せば其船長備夫を役し其障碍を除け去るべし若し其船長自ら是れを處置せざれば港長

是れを處置し其費用如何なる金額母至ると雖も其船長とて是れを消却せしむるし

第五條

第二及び第三條母背に碇泊せし船舶あり河流を上下せる大船之母衝突し其損害を受ふとあるば其碇泊船より是を辨價をべし

前顯比如く規則母背に碇泊せし大船あり小船之れに衝突し覆没し其所有物を損害し或は失却せることあるば悉く其價額を其大船より辨償し且第二及び第三條を遵奉せざる故を以て更母百六十「チカル」洋銀九十六箇の罰金を出さべし

現今將來共母都々斯の如た訴訟あるとを辨償人其損失せし貨物比價額を疑ふとあるべし故母辨償を受くる人ハ自

己の宗教母仍て誓詞をふし請求せる價額母欺罔ふたふとを充分母證を可し

都々前顯の如き船長乃不注意母因て罰金を課せんとあるば其罰金ハ暹國政府母屬するし

第六條

船舶商物を積入るゝ爲め或は他に便利母仍て碇泊所を去り河岸際母寄せ或は晝中河岸際母船を寄せんが爲め河隄母綱を繋ぐことハ妨げふし但一夜中河隄母綱を繋ぐふとを許さず

船舶商物を積入るゝ爲め其碇泊所を去り波戸場母寄せ一艘或ハ二艘相並びて碇泊せるとも小船外部を通航せよの妨げをふさ可らざる

船舶船墜を投棄るが爲歟或ハ他の事故ありテ河岸或ハ波戸場母接シ碇泊一河隄と船との中間母小船通航ト餘地ふきト然ハ河隄母其船舶を碇ニ繋テ船の位置を變せざるべし
第一王或ハ第二王乃玉座あり游參船ヲ王宮乃前母碇泊一或ハ河隄母繋ぐト妨なし是れ王宮ト近傍あるが由ヘ官員乃外ハ近寄るヘシ關係ありを以テなり

第一王或ハ第二王宮乃前母各一箇所の公母通航をべき地あり其他ニ通航制禁ざるを以テ自然前顯ト游參船ト王宮との中間を通航せんと欲シ其綱具等母衝突一自己乃船を覆没せざるトあるトモ其損害を自ら償ふべし

積荷あり渠内乃小船其貨物を賣却する爲め河中母出テ河岸際母碇泊せざるトモ河岸ト其小船ト乃中間母小船通航乃爲め

充分乃餘地ありば妨なし

此規則を守テ適當乃場所母碇泊せし船舶あり小船其綱具等母纏絡し或ハ衝突一之ヲ爲母覆没し如何なる所有物母損害ありトモ第四條母從ふテ覆没せし小船主ハ碇泊船母其損害を償ふるを得ざるべし

第七條

第一王或ハ第二王河中通航するふトありば船長或ハ掛置役員乃指令を以テ通航筋ト碇泊船の位置を變へざるべし其船主ハ三時間母其命令の如く爲ざるを得ず

第一王或ハ第二王河中通航のト然ハ慣習母仍テ諸商船旗章を揚げ敬禮を施さべし乗組乃者各各自國ト風俗言語母從ヒ船上に出テ敬禮をなし或ハ其身を潛匿せるとモ隨意ふるを

しと雖とも船上母在る敬禮をふさぐ自業を働くふとふり
る
若し不法乃所業あると犯る暹羅人ハ王母對する大母不敬
なるとを所ふり
不敬乃所業を爲し或ハ王の通航筋を避るをふと犯る内國船
ハ相當の罰母處せしれ外國船ハ其所屬乃領事母訴へるべ
し

第八條

河流を上下をふ大船規則を守り碇泊せし船舶或ハ浮家等母
衝突し損害を被りせしと犯る其損害を正直母算定せしめ價
額比多少母拘らざる是を辨償をべし併し自己乃船損せしと犯
自ら作せり禍ふれハ碇泊船或ハ浮家等母辨償を求むるふと

なりあるし

漁船其勢大母し進む事速なり故母途中比小船其通航を
避る暇ありふべし故母潮の順逆母拘らざる河岸際を通航
を可らざる碇泊せる大船の中間を通航をべし

第九條

第二及び第三條母掲載せし如く碇泊をふ船舶ハ小船通航乃
爲め十分の場所を存せし其通路狭しる河流を下る筏之母
衝突をると犯其船長其筏を截斷し是が爲め材木散亂る流
失をふとさハ筏主母其損失を辨償をるし併し此衝突母因る
其碇泊船如何なる損害を被むるとハ筏主ハ是を辨償をる比
理ふし

河中筏を流さ母ハ綱を備へ是を以る場所母依る筏の勢を掛

酌し規則を守り碇泊せし船舶と浮家の中間舟通路を取て船家何れの側舟沿ふる流すとて筏主乃随意なるるに
河流を下り筏第二條及び第三條舟從ひ碇泊せる船舶舟衝突せしことあるば碇泊船主是を截斷し流失せしむとあるべし
と雖も其他の損害を筏主舟被らむることなく亦其木材を奪却せらるふとなりふべし筏主斯の如し失錯舟依り木材を流失せしむとあるを船主舟其損失を辨償せしむるふとを得ざるべし
筏一回碇泊船舟衝突し船主舟截斷せらるること雖も僅舟其一部を損せし而已舟を散亂せざる者再回規則を守り碇泊せし船舶舟衝突し其碇泊船を損害せらるふとあるば筏主是を辨償せべし

筏を河中碇泊船に錯索舟繫ぐ可りとぞ
大船或は筏を夜中潮舟乗し流し河流を上下せしむへりら
ず
潮舟乗しる筏を流せしむるに河岸際を流するべし若し河岸際を流し浮家舟衝突し是を損害せば筏主之を辨償せべし
河中碇泊船なり場所へ筏を中流舟流し亦河岸舟筏を繫ぐべし妨ふし
前顯の如く河岸舟繫ぐる筏乃網に他の筏或は小船衝突し其船覆没し所有物の損失せらるふとあるを筏主船舶乃如く容易舟運轉し難き故を以て筏主其損害を辨償せらるる理ふし
且何れは船舟を繫ぎざる筏と河岸との中間を通航せんとせらるる不定理なるふと世人乃知る所ふし

第十條

干潮乃時深を七尋母足るを場所母一之門（門は湄南河母在るの外淺瀬を云ふ）部と之湄南河内母至る河筋或ハ其近傍母土砂石等乃墜荷を投棄するふとを禁ず墜荷を投棄するふとあふば港長或ハ懸之官員故障ふた場所を指揮すべし若し船司此規則を遵奉せず門（門は河）或ハ河中母投棄するふとあふば二百「千カル」（洋銀百の罰金を課せらるる）

水先職業を營まんと欲する者先は港長の試験を受る職業免狀を受くべし無免狀母水先職業を營むとを許さず若し無免許をのり水先を謬し船をさへるふとあふたは水先人々之其損害を償ふ可し免許を得し水先人水先を誤り及び指揮乃失錯母因之船を損害せしふとあふば私問ハ伏罪せば

其罪母從ふる罰金母處をべし